昭27. 3.22.

官報

主要目次

法律
○国の利害に関係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律の一部改正　三五七頁
○連合国占領軍の為す郵便物、電報及び電話通話の検閲に関する件を廃止する法律　三五七
○郵便貯金法の一部改正　三五七
政令
○恩給給与規則の一部改正　三五七
○覚書該当者又は教職不適格者としての指定の取消又は解除を受けた者が取得する恩給、年金等を受ける権利又は資格に関する政令の一部改正　三五八
○監獄官吏服制を廃止する政令　三五八
府令
○恩給給与細則の一部改正　三五八
○工場抵当登記取扱手続の一部改正　三五八
○刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規程の一部改正　三五八
○監獄官吏服制特例廃止　三五八
省令
○指定遠洋漁業取締規則の一部改正　三五九
○砂糖需給調整規則を廃止する省令　三五九
○郵政省組織規程の一部改正　三五九
○郵便貯金規則の一部改正　三五九
告示
○電気の使用制限の開始等について定める件　三六〇
○まつこう鯨を捕獲することができる期間指定　三六六
○建築基準法施行令に基き防火性能を有するもの指定　三七一
訓令
○刑務官服制　三七二
○指定配給物資配給手続規程の一部改正　三七六
人事院公告
○第八回警察官採用試験公告　三七八

法律

国の利害に関係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律の一部を改正する法律

国の利害に関係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

昭和二十七年三月二十二日

内閣総理大臣　吉田　茂

法律第六号

国の利害に関係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律の一部を改正する法律

国の利害に関係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「所部の職員でその」の下に「若しくは訴訟代理人に選任する弁護士」を加える。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

御名御璽

昭和二十七年三月二十二日

内閣総理大臣　吉田　茂

法務総裁　木村篤太郎

法律第七号

連合国占領軍の為す郵便物、電報及び電話通話の検閲に関する件を廃止する法律

連合国占領軍の為す郵便物、電報及び電話通話の検閲に関する件（昭和二十年閣令第四十三号）は、廃止する。

附　則

この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

御名御璽

昭和二十七年三月二十二日

内閣総理大臣　吉田　茂

郵政大臣　佐藤　栄作

電気通信大臣　佐藤　栄作

法律第八号

郵便貯金法の一部を改正する法律

郵便貯金法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

昭和二十七年三月二十二日

内閣総理大臣　吉田　茂

郵政大臣　佐藤　栄作

郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「三万円」を「十万円」に改める。

第十二條第一項を次のように改める。

郵便貯金には、左の利率により、利子をつける。

一　通常郵便貯金　年三分九厘六毛

二　積立郵便貯金　年四分二厘

三　定額郵便貯金

預入の月の初日から払もどし金の払渡（払もどし証書を発行するときはその発行）の日までの期間が二年をこえるとき　年六分

同期間が一年六箇月をこえ、二年以下であるとき　年五分四厘

同期間が一年をこえ、一年六箇月以下であるとき　年四分八厘

同期間が一年以下であるとき　年四分二厘

第十二條第一項の次に次の一項を加える。

積立郵便貯金又は定額郵便貯金について第四十五條第一項但書又は第五十二條第一項但書の規定による貯金の払渡をするときは、前項の規定にかかわらず、年三分の利率により、利子をつける。

第四十七條第一項中「百円以上千二百円以下（昭和二十四年五月三十一日以前に預入した積立郵便貯金については二十円以上五百円以下）」を「百円以上四千円以下」に、「百円未満（昭和二十四年五月三十一日以前に預入した積立郵便貯金については十円未満）」を「百円未満」に改める。

第五十四條中「千円又は三千円」を「千円、三千円、五千円又は一万円」に改める。

附則第三項及び第四項を削る。

附　則

1　この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2　郵便貯金法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項、第三項及び第四項を削り、第五項を第二項とし、第六項を第三項とする。

3　郵便貯金法附則第三項の規定又は前項に規定する法律の附則第二項若しくは第三項の規定により従前の例によるものとされた郵便貯金でこの法律の施行の際現に存するものは、この法律の施行の時に通常郵便貯金となつたものとみなす。

大蔵大臣　池田　勇人

郵政大臣　佐藤　栄作

内閣総理大臣　吉田　茂

政令

恩給給与規則の一部を改正する政令

恩給給与規則の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

昭和二十七年三月二十二日

内閣総理大臣　吉田　茂

政令第四十八号

恩給給与規則の一部を改正する政令

内閣は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十八條ノ二の規定に基き、この政令を制定する。

恩給給与規則（大正十二年勅令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

第十九條ノ二第一項各号列記以外の部分中「公職ニ関スル就職禁止、退職等ニ関スル勅令（昭和二十二年勅令第一号以下本條ニ於テ勅令第一号ト称ス）第四條の二第一項ノ規定ニ依リ覚書該当者トシテノ指定ノ取消ヲ受ケタル者（以下本條ニ於テ指定取消者ト称ス）ガ同令第五條第三項ノ恩給ヲ請求セムトスル場合」を「公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定に

毎日文庫　昭和二十五年三月二十一日　第三種郵便物認可

よる覚書該当者の指定の解除に関する法律（昭和二十六年法律第二百六十八号以下本條ニ於テ法律第二百六十八号ト称ス）第一條ノ規定ニ依リ覚書該当者トシテノ指定ノ解除ヲ受ケタル者（以下本條ニ於テ公職指定解除者ト称ス）ガ同法第四條ノ恩給ヲ請求セムトスル場合」に、「指定解除者」を「教職指定解除者」に改め、同項第一号中「指定取消者」を「公職指定解除者」に、「勅令第一号第四條の二」を「法律第二百六十八号第一條」に、「取消」を「解除」に改め、「又ハ都道府県知事」を削り、同項第二号中「指定解除者」を「教職指定解除者」に改め、同項第三号中「指定取消者」を「公職指定解除者」に、「指定解除者」を「教職指定解除者」に改め、「取消又は」を削り、「取得」を「回復し、又は取得」に改める。

第十九條ノ二第二項中「指定取消者」を「公職指定解除者」に、「指定解除者」を「教職指定解除者」に、「取消」を「解除」に改める。

第十九條ノ二第三項各号列記以外の部分中「指定取消者」を「公職指定解除者」に、「指定解除者」を「教職指定解除者」に、「勅令第一号第五條第三項」を「法律第二百六十八号第四條」に改める。

第十九條ノ二第四項中「指定取消者」を「公職指定解除者」に、「指定解除者」を「教職指定解除者」に改める。

附　則

1　この政令は、公布の日から施行する。

2　昭和二十六年十一月二十八日以前に公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令（昭和二十二年勅令第一号）第四條の二第一項の規定により覚書該当者としての指定の取消を受けた者が同令第五條第三項の恩給を請求しようとする場合については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　吉田　茂

覚書該当者又は教職不適格者としての指定の取消又は解除を受けた者が取得する恩給、年金等を受ける権利又は資格に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

昭和二十七年三月二十二日

内閣総理大臣　吉田　茂

政令第四十九号

覚書該当者又は教職不適格者としての指定の取消又は解除を受けた者が取得する恩給、年金等を受ける権利又は資格に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該当者としての指定の解除に関する法律（昭和二十六年法律第二百六十八号）第四條の規定に基き、この政令を制定する。

覚書該当者又は教職不適格者としての指定の取消又は解除を受けた者が取得する恩給、年金等を受ける権利又は資格に関する政令（昭和二十六年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

題名中「取消又は」を削り、「取得」を「回復し、又は取得」に改める。

第一條中「公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令（以下「勅令第一号」という。）第四條の二第一項」を「公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該当者としての指定の解除に関する法律（昭和二十六年法律第二百六十八号。以下法律第二百六十八号という。）第一條」に改め、「勅令第一号第五條第三項」を「法律第二百六十八号第四條」に、「取得」を「回復又は取得」に改める。

第二條の見出し中「取得」を「回復し、又は取得」に改め、同條中「勅令第一号第五條第三項」を「法律第二百六十八号第四條」に、「取得」を「回復し、又は取得」に改め、「取消及び」及び「取消又は」を削る。

第三條中「勅令第一号第五條第三項」を「法律第二百六十八号第四條」に、「取得」を「回復し、又は取得」に改め、「取消又は」を削る。

附　則

1　この政令は、公布の日から施行し、昭和二十六年十一月二十九日から適用する。

2　昭和二十六年十一月二十八日以前に公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令（昭和二十二年勅令第一号）第四條の二第一項の規定により覚書該当者としての指定の取消を受けた者の手当又は利益を受ける権利又は資格の取得については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　吉田　茂

監獄官吏服制を廃止する政令をここに公布する。

御名御璽

昭和二十七年三月二十二日

内閣総理大臣　吉田　茂

政令第五十号

監獄官吏服制を廃止する政令

内閣は、監獄官吏服制を廃止する政令を制定する。

監獄官吏服制（昭和二十二年勅令第九十八号）は、廃止する。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

法務総裁　木村篤太郎

内閣総理大臣　吉田　茂

府　令

◉総理府令第四号

恩給給与細則の一部を改正する総理府令を次のように定める。

昭和二十七年三月二十二日

内閣総理大臣　吉田　茂

恩給給与細則の一部を改正する総理府令

恩給給与細則（大正十二年閣令第七号）の一部を次のように改正する。

別紙第十二号書式ノ二中「覚書該当者トシテノ指定ノ取消　教職不適格者トシテノ指定ノ解除」を「覚書該当者　教職不適格者　トシテノ指定ノ解除」に、「取消サレ　解除セラレ」を「解除セラレ」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

◉法務府令第十七号

不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第百六十四條の規定に基き、工場抵当登記取扱手続の一部を改正する府令を次のように定める。

昭和二十七年三月二十二日

法務総裁　木村篤太郎

工場抵当登記取扱手続の一部を改正する府令

工場抵当登記取扱手続（明治三十八年司法省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第十四條の次に次の一條を加える。

第十四條ノ二　道路運送車輌法ニ依ル小型自動車ニシテ軽自動車及二輪ノ小型自動車以外ノモノニ付テハ自動車登録令第十五條第一号乃至第六号ニ掲ゲタル事項ヲ記載スベシ

附　則

1　この府令は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2　この府令施行の際、現に工場財団に属している道路運送車輌法（昭和二十六年法律第百八十五号）による自動車で軽自動車及び二輪の小型自動車以外のものについては、自動車抵当法施行法（昭和二十六年法律第百八十八号）第五條において準用する同法第四條第二項の規定による自動車の表示の変更の登記をするまでは、なお従前の例による。

3　前項の規定は、鉱業財団、漁業財団及び港湾運送事業財団の登記に準用する。

◉法務府令第十八号

刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規程（昭和二十四年法務府令第四号）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年三月二十二日

法務総裁　木村篤太郎

第八條を次のように改める。

第八條　刑務所、少年刑務所及び拘置所に勤務する法務府事務官の階級は、矯正監、矯正長、矯正副長、看守長、副看守長、看守部長及び看守とする。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

◉法務府令第十九号

監獄官吏服制特例を廃止する府令を次のように定める。

昭和二十七年三月二十二日

法務総裁　木村篤太郎

監獄官吏服制特例（昭和十八年司法省令第十五号）は、廃止する。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

省　令

◉農林省令第十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五條第一項の規定に基き、指定遠洋漁業取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十七年三月二十二日

農林大臣　広川　弘禅

指定遠洋漁業取締規則の一部を改正する省令

指定遠洋漁業取締規則（昭和二十五年農林省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一條中「ひげ鯨」を「ひげ鯨及びまっこう鯨」に改める。

附　則

この省令は、昭和二十七年四月一日から施行する。

◉農林省令第十一号

臨時物資需給調整法（昭和二十一年法律第三十二号）に基き、指定配給物資配給手続規程（昭和二十二年内閣訓令第三号）に従い、砂糖需給調整規則を廃止する省令を次のように定める。

昭和二十七年三月二十二日

農林大臣　広川　弘禅

砂糖需給調整規則を廃止する省令

砂糖需給調整規則（昭和二十四年農林省令第四十二号）は、廃止する。

附　則

1　この省令は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2　この省令施行前に、政府が配給の用に充てるものとして売り渡した砂糖であって、砂糖需給調整規則（以下「旧規則」という。）第二條第一項の規定による登録元卸売業者、登録卸売業者又は登録小売業者である者が、この省令施行の際所有しているもの及びこれらの者が昭和二十七年四月十日までに所有するに至るものの譲渡に関しては、同日までは、旧規則は、なおその効力を有する。

3　この省令施行前（前項の砂糖の譲渡に関しては昭和二十七年四月十日まで）にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

◉郵政省令第四号

郵政省組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十七年三月二十二日

郵政大臣　佐藤　栄作

郵政省組織規程の一部を改正する省令

郵政省組織規程（昭和二十四年郵政省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表㈣中「筑後研修所」を「九州研修所」に改め、福岡研修所の項を削る。

附　則

この省令は、昭和二十七年四月一日から施行する。

◉郵政省令第五号

郵便貯金規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十七年三月二十二日

郵政大臣　佐藤　栄作

郵便貯金規則の一部を改正する省令

郵便貯金規則（昭和二十三年逓信省令第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三項から第五項までを削る。

附　則

1　この省令は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2　郵便貯金規則の一部を改正する省令（昭和二十六年郵政省令第八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項から第五項までを削り、第六項を第二項とし、第七項を第三項とする。

3　郵便貯金法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第八号）の附則第三項の規定により通常郵便貯金となったものとみなされた郵便貯金の通帳又は貯金証書は、この省令の施行後でも、なお使用することができる。但し、郵政省は、月掛貯金、集金貯金若しくは集団貯金の通帳又は特別すえ置郵便貯金の貯金証書によっては、貯金の預入又は一部払もどしの取扱をしない。

4　前項本文の郵便貯金の全部払もどしで、月掛貯金、集金貯金又は集団貯金の通帳によるものについては、貯金原簿所管庁の発行する払もどし証書と引き換えにその払もどし金を払い渡す。

5　第三項本文の郵便貯金の全部払もどしで、特別すえ置郵便貯金の貯金証書によるものについては、郵便局において、その貯金証書と引き換えに、払もどし金を払い渡す。

告　示

◉総理府 大蔵省 告示第一号

連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）第六條第二項の規定により、日本銀行が管理する特殊財産管理勘定に属する資金のうち、連合国人名義受入資金及び利益利子勘定資金を、これらの資金の払いもどしを請求することができる者が引き出す行為及びその行為の相手方として日本銀行がする行為については、昭和二十七年二月一日以降同令第四條第一項及び第四項に規定する行為の制限並びに同令第五條に規定する報告の義務を免除した。

昭和二十七年三月二十二日

内閣総理大臣　吉田　茂
大蔵大臣　池田　勇人

◉全国選挙管理委員会告示第三号

政治資金規正法第十二條及びこれを準用する第十八條の規定による政党、協会その他の団体又はその支部の収支に関する報告書（昭和二十七年三月十日までに届出のあった分）の要旨は次の通りである。

昭和二十七年三月二十二日

全国選挙管理委員会委員長　牧野　良三

政党、協会その他の団体及びその他の支部の収支に関する報告書要旨

一　種類　政治資金規正法第十二條及びこれを準用する第十八條の規定による報告書

二　期間　自昭和二十六年九月一日　至昭和二十六年十二月三十一日

三　報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入又は寄附の総額	一件千円以上の寄附 件数	一件千円以上の寄附 総額	一件五百円以上の寄附 件数	一件五百円以上の寄附 総額	支出の総額	一件千円以上の支出 件数	一件千円以上の支出 総額	一件五百円以上の支出 件数	一件五百円以上の支出 総額	報告書受理年月日
	円	件	円	件	円	円	件	円	件	円	
新青年党	七、〇〇〇	—	—	—	—	三、三八四	—	—	—	—	昭和二七 一、二四
日本社会党本部	一、三〇六、九二三	—	—	一	—	一、二三五、八三八	四五	一、一七七、七六五	—	—	三、八
日本第三民主同盟	三五、九〇〇	—	—	—	—	三、一六二	七	九、四〇三	—	—	三、一
日本共産党九州地方委員会	二六五、八九四	—	—	—	—	二八九、六九六	三	二六、七九九	—	—	一、一〇
農民協同党中央本部	一、〇四二、五〇〇	—	—	七	三九、五〇〇	一、〇五五、五二五	二六	三三五、二五六	—	—	一、四
大和党本部	八〇〇、八〇〇	—	—	三	一〇〇、〇〇〇	八〇〇、八〇〇	四〇	三四〇、〇一九	—	—	一、一〇

次の団体からは、「寄附及び収入又は寄附」及び「支出」がない旨の届出があった。

政党、協会その他の団体名	報告書受理年月日
日本電気産業労働組合九州地方本部	昭和二七 一、一〇
思想政治結社九龍会	一、一〇
九州労働組合会議	三、一一
日本再建同盟	二、一〇
不明朗不健全都市計画絶対反対期成同盟会	一、一〇
国鉄労働組合南近畿地方本部	二、一八
新日本民主連盟	二、六
日本雄飛会本部	一、二五
日本民主自由連進同盟会	二、二一
国鉄労働組合鳥栖支部	二、二五
日本私鉄労働組合総連合会	一、二八
全日本開拓者連盟	二、四
自由大民党	二、二七
全国農民組合総本部	二、一
農村協会中央連合会	
国鉄労組東京支部教習所支部	一、二九
世界同胞連盟中央総本部	二、二六
新生日本運動実践本部	二、二三

四　主要なる寄附者及び支出

（一）寄附者

政党、協会その他の団体名	寄附の総額	件数	寄附者の氏名又は団体名	職業	住所又は主たる事務所の所在地
農民協同党中央本部	三一、五〇〇円	四件	小平　忠	衆議院議員	衆議院内
大和党本部	一〇〇、〇〇〇	二	戸松　慶議	党首	東京都中野区

（二）支出

支出の目的	支出の総額	件数
日本社会党本部	四二〇、六八五円	四件
政党、協会その他の団体	七四、九三九	二
	八五、三五六	三
	一五〇、〇〇〇	一
	四二、〇四〇	一
	一一五、八八〇	一
	一九、七九八	一一
	一七、〇四一	一〇
	一八、〇〇〇	二四
	二八、六五〇	四
給与	四〇、〇〇〇	一
交通費	一五、九三五	四
通信費	三〇、〇〇〇	三
補助費	一二、七〇三	四
会議費		
給与	一五〇、〇〇〇	一
事務所費	一一五、八八〇	一
文房具費	一九、七九八	一一
活動費	一七、〇四一	一〇
中央上納費	一八、〇〇〇	二四
旅費	二八、六五〇	四
印刷費		
購読料	八、五〇〇	二
印刷費	一〇〇、二三〇	六
備品費	一七、三七五	三
会議費	五三、九〇〇	五
日本共産党九州地方委員会	一五、一三〇	四
大和党本部	一〇〇、二三〇	六
	一七、三七五	三
	五三、九〇〇	五

◉**電波監理委員会告示第千百六十四号**

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年三月二十二日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一	免許の年月日及び番号	昭和二十七年二月一日　第一二五五号
二	免許人の名称	日本電気株式会社
三	無線局の種別	実験局
四	無線局の目的	VHF／FM式移動用無線電話の研究を行うため、実験を行う。
五	通信の相手方	日本電気株式会社所属の全国を移動範囲とする実験局
六	通信事項	実験に必要な事項
七	免許の有効期限	昭和二十九年一月三十一日
八	設置場所	移動体の種別　可搬
		移動範囲　全国一円
九	呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力	JJ2H　F三　一五一・八九Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　五〇W
十	空中線の型式及び構成	ブラウン
十一	運用許容時間	午前八時から午後十時まで

◉**電波監理委員会告示第千百六十五号**

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年三月二十二日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一	免許の年月日及び番号	昭和二十七年二月一日　第一二五六号
二	免許人の名称	日本無線株式会社
三	無線局の種別	実験局
四	無線局の目的	VHF／FM式移動用無線電話の研究を行うため、実験を行う。
五	通信の相手方	日本無線株式会社所属の全国を移動範囲とする実験局
六	通信事項	実験に必要な事項
七	免許の有効期限	昭和二十九年一月三十一日
八	設置場所	移動体の種別　可搬
		移動範囲　全国一円
九	呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力	JJ2I　F三　一五一・八九Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　二五W
十	空中線の型式及び構成	ブラウン
十一	運用許容時間	午前八時から午後十時まで

◉**電波監理委員会告示第千百六十六号**

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年三月二十二日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一	免許の年月日及び番号	昭和二十七年二月一日　第一二五一号
二	免許人の名称	日本無線株式会社
三	無線局の種別	実験局
四	無線局の目的	VHF／FM式移動用無線電話の研究を行うため、実験を行う。
五	通信の相手方	日本無線株式会社所属の全国を移動範囲とする実験局
六	通信事項	実験に必要な事項
七	免許の有効期限	昭和二十九年一月三十一日
八	設置場所	移動体の種別　可搬
		移動範囲　全国一円
九	呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力	JJ2H　F三　一五一・八九Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　五〇W
十	空中線の型式及び構成	ブラウン
十一	運用許容時間	午前八時から午後十時まで

◉**電波監理委員会告示第千百六十七号**

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年三月二十二日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一	免許の年月日及び番号	昭和二十七年二月一日　第一二五二号
二	免許人の名称	日本無線株式会社
三	無線局の種別	実験局
四	無線局の目的	VHF／FM式移動用無線電話の研究を行うため、実験を行う。
五	通信の相手方	日本無線株式会社所属の全国を移動範囲とする実験局
六	通信事項	実験に必要な事項
七	免許の有効期限	昭和二十九年一月三十一日
八	設置場所	移動体の種別　可搬
		移動範囲　全国一円
九	呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力	JJ2Y　F三　一五一・八九Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　二五W
十	空中線の型式及び構成	垂直ダイポール（分岐を止回路付）
十一	運用許容時間	常時

◉**電波監理委員会告示第千百六十八号**

電波法第十二條の規定により、左の沿り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年三月二十二日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一	免許の年月日及び番号	昭和二十七年三月十日　第九一三一号
二	免許人の名称	信濃放送株式会社
三	無線局の種別	放送局
四	無線局の目的	標準放送業務（全時間）を行う。
五	放送事項	報道、社会、教養、教育、宗教、音楽、演芸娯楽、スポーツ、スポットアナウンスによる広告
六	放送区域	長野県、新潟県の一部、群馬県の一部、富山県の一部
七	免許の有効期限	昭和二十八年五月三十一日
八	設置場所	長野市大字吉田字本城　東経一三八度一三分　北緯三六度四〇分
九	呼出符号、電波の型式、発振方式、変調方式及び空中線電力	JOSR　A三　一、四八〇kc　水晶発振　終段格子変調　五〇〇W
十	空中線の型式及び構成	頂冠付円管鉄塔
十一	運用許容時間	常時

◉**公益事業委員会告示第六号**

昭和二十六年公益事業委員会告示第九号（以下「基本告示」という。）に基く電気の使用側限の開始等について、次表の通り定め、昭和二十七年公益事業委員会告示第五号は、廃止する。但し、小口電力契約及び旬又は月の使用電力量の限度を指定された大口電力契約による電気使用者の使用電力量の限度は、この告示による制限の開始後最初の検針日までは従前の例による。

昭和二十七年三月二十二日　公益事業委員会委員長　松本　烝治

地域別	制限の開始及び期間
北海道電力株式会社	昭和二十七年三月二十二日から当分の間
休電日の段階	小口電力及び大口電力（五百キロワット未満）　第一段
	大口電力（五百キロワット以上）　第一段

◉**電波監理委員会告示第千百六十三号**

電波監理委員会所属無線局の識別符号を、昭和二十七年三月十五日左の通り指定した。

昭和二十七年三月二十二日　電波監理委員会委員長　網島　毅

使用電力量の限度の段階	
第一段	小口電力
第一段	大口電力（五百キロワット未満）
第一段	大口電力（五百キロワット以上）

全電波監視局無線局　カク

八設置場所　移動体の種別　可搬
移動範囲　全国一円
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　常置場所　三鷹市上連雀九三〇番地　東経一三九度三三分　北緯三五度四一分　JJ2X　F三　一五一・八九Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　スリーブ
十一　運用許容時間　常時

◉**電波監理委員会告示第千百六十七号**

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年三月二十二日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一	免許の年月日及び番号	昭和二十七年二月一日　第一二五二号
二	免許人の名称	日本無線株式会社
三	無線局の種別	実験局
四	無線局の目的	VHF／FM式移動用無線電話の研究を行うため、実験を行う。
五	通信の相手方	日本無線株式会社所属の全国を移動範囲とする実験局
六	通信事項	実験に必要な事項
七	免許の有効期限	昭和二十九年一月三十一日
八	設置場所	移動体の種別　可搬
		移動範囲　全国一円
九	呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力	JJ2Y　F三　一五一・八九Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　二五W
十	空中線の型式及び構成	垂直ダイポール（分岐を止回路付）
十一	運用許容時間	常時

◉**電波監理委員会告示第千百六十八号**

電波法第十二條の規定により、左の沿り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年三月二十二日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一	免許の年月日及び番号	昭和二十七年三月十日　第九一三一号
二	免許人の名称	信濃放送株式会社
三	無線局の種別	放送局
四	無線局の目的	標準放送業務（全時間）を行う。
五	放送事項	報道、社会、教養、教育、宗教、音楽、演芸娯楽、スポーツ、スポットアナウンスによる広告
六	放送区域	長野県、新潟県の一部、群馬県の一部、富山県の一部
七	免許の有効期限	昭和二十八年五月三十一日
八	設置場所	長野市大字吉田字本城　東経一三八度一三分　北緯三六度四〇分
九	呼出符号、電波の型式、発振方式、変調方式及び空中線電力	JOSR　A三　一、四八〇kc　水晶発振　終段格子変調　五〇〇W
十	空中線の型式及び構成	頂冠付円管鉄塔
十一	運用許容時間	常時

◉**電波監理委員会告示第千百六十九号**

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年三月二十二日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一	免許の年月日及び番号	昭和二十七年二月一日　第一八八三号
二	免許人の名称	八欧無線株式会社
三	無線局の種別	実験局
四	無線局の目的	VHF／FM式移動用無線電話の実験を行う。
五	通信の相手方	八欧無線株式会社所属の全国を移動範囲とする実験局
六	通信事項	実験に必要な事項
七	免許の有効期限	昭和二十九年一月三十一日
八	設置場所	移動体の種別　可搬
		移動範囲　全国一円
九	呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力	JJ2Q　F三　一五一・八九Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　五〇W
十	空中線の型式及び構成	垂直ダイポール（八素子）
十一	運用許容時間	常時

◉**電波監理委員会告示第千百七十号**

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年三月二十二日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一	免許の年月日及び番号	昭和二十七年二月一日　第一八八四号
二	免許人の名称	八欧無線株式会社
三	無線局の種別	実験局
四	無線局の目的	VHF／FM式移動用無線電話の実験を行う。
五	通信の相手方	八欧無線株式会社所属の全国を移動範囲とする実験局
六	通信事項	実験に必要な事項
七	免許の有効期限	昭和二十九年一月三十一日
八	設置場所	移動体の種別　可搬
		移動範囲　全国一円
九	呼出符号、電波の型式、発振方式、変調方式及び空中線電力	JJ2R　F三　一五一・八九Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　二五W
十	空中線の型式及び構成	スリーブ
十一	運用許容時間	常時

◉**電波監理委員会告示第千百七十一号**

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を与えた。

昭和二十七年三月二十二日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一	免許の年月日及び番号	昭和二十七年三月十一日　第一三四九号
二	免許人の名称	東京瓦斯株式会社

P. 360

三　無線局の種別　実用化試験局(陸上移動局)
四　無線局の目的　ガス事業に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　東京瓦斯株式会社所属の実用化試験局(基地局)及び常置場所を中心として半径三〇Km以内を移動範囲とする実用化試験局(陸上移動局)
六　通信事項　1.ガス供給管工事に関する事項
2.ガス製造及び供給に関する事項
3.実用化試験に必要な事項
七　免許の有効期限　昭和二十八年三月十日
八　設置場所　移動体の種別　自動車
移動範囲　常置場所を中心として半径三〇Km以内
常置場所　東京都港区芝海岸通　東経一三九度四六分
り一丁目一五番地　北緯三五度三九分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JJ2CL　F三　一五三・八一Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　二五W
十　空中線の型式及び構成　ホイップ
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千百七十二号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。

昭和二十七年三月二十二日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十七年一月一日　第一八六三号の二
二　承認を受けた者　電波監理委員会
三　無線局の種別　実用化試験局(標準周波数局)
四　無線局の目的　標準周波数業務のための実用化試験を行う。
五　通信事項　1.標準周波数
2.標準時
3.電波伝ぱん警報
4.実用化試験に必要な事項
六　承認の有効期限　昭和二十七年十二月三十一日
七　設置場所　東京都北多摩郡小金井町　東経一三九度三一分
字小金井二三五二番地　北緯三五度四二分
八　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JJY　A一、A二、二、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇kc　水晶発振　A一、A二、A三　吸収管式低電力変調　一KW
九　空中線の型式及び構成　ダブレット(水平十字型)
十　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千百七十三号

電波法第十七條の規定により、株式会社読売新聞社所属実用化試験局(基地局)の空中線電力、移動範囲、通信の相手方及び無線設備は、昭和二十七年三月一日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月一日　第一八五五号
二　免許人の名称　株式会社読売新聞社

三　無線局の目的　新聞事業に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
四　無線局の種別　実用化試験局(陸上移動局)
五　通信の相手方　株式会社読売新聞社所属の全国を移動範囲とする各実用化試験局(陸上移動局)
六　通信事項　1.ニュースの取材、収集及び供給に関する事項
2.実用化試験に必要な事項
七　免許の有効期限　昭和二十七年八月三十一日
八　設置場所　東京都中央区銀座西三の一　東経一三九度四六分　北緯二五度四〇分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JJ2AG　F二、F三　一四九・九七Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　ブラウン
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千百七十四号

電波法第十七條の規定により、株式会社読売新聞社所属実用化試験局(陸上移動局)の空中線電力、移動範囲、通信の相手方及び無線設備は、昭和二十七年三月一日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月一日　第一八八六号
二　免許人の名称　株式会社読売新聞社
三　無線局の種別　実用化試験局(陸上移動局)
四　無線局の目的　新聞事業に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　株式会社読売新聞社所属の実用化試験局(基地局)及び全国を移動範囲とする各実用化試験局(陸上移動局)
六　通信事項　1.ニュースの取材、収集及び供給に関する事項
2.実用化試験に必要な事項
七　免許の有効期限　昭和二十七年八月三十一日
八　設置場所　東京都港区芝海岸通　東経一三九度四六分
り一丁目一五番地　北緯三五度三九分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JJ2AG　F二、F三　一四九・九七Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　ブラウン
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千百七十四号

電波法第十七條の規定により、株式会社読売新聞社所属実用化試験局(陸上移動局)の空中線電力、移動範囲、通信の相手方及び無線設備は、昭和二十七年三月一日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月一日　第一八八六号
二　免許人の名称　株式会社読売新聞社
三　無線局の種別　実用化試験局(陸上移動局)
四　無線局の目的　新聞事業に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　株式会社読売新聞社所属の実用化試験局(基地局)及び全国を移動範囲とする各実用化試験局(陸上移動局)
六　通信事項　1.ニュースの取材、収集及び供給に関する事項
2.実用化試験に必要な事項
七　免許の有効期限　昭和二十七年八月三十一日
八　設置場所　東京都中央区銀座西三の一　東経一三九度四六分　北緯二五度四〇分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JJ2AG　F二、F三　一四九・九七Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　ブラウン
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千百七十五号

電波法第十七條の規定により、株式会社読売新聞社所属実用化試験局(基地局)の空中線電力、移動範囲、通信の相手方及び無線設備は、昭和二十七年三月一日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月一日　第一八八六号
二　免許人の名称　株式会社読売新聞社
三　無線局の種別　実用化試験局(陸上移動局)
四　無線局の目的　新聞事業に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　株式会社読売新聞社所属の全国を移動範囲とする各実用化試験局(陸上移動局)
六　通信事項　1.ニュースの取材、収集及び供給に関する事項
2.実用化試験に必要な事項
七　免許の有効期限　昭和二十七年八月三十一日
八　設置場所　東京都港区芝海岸通　東経一三九度四六分
り一丁目一五番地　北緯三五度三九分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JJ2AG　F二、F三　一四九・九七Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　ブラウン
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千百七十六号

電波法第十七條の規定により、株式会社読売新聞社所属実用化試験局(基地局)の空中線電力、移動範囲、通信の相手方及び無線設備は、昭和二十七年三月一日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月一日　第一八八六号
二　免許人の名称　株式会社読売新聞社
三　無線局の種別　実用化試験局(陸上移動局)
四　無線局の目的　新聞事業に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　株式会社読売新聞社所属の全国を移動範囲とする各実用化試験局(陸上移動局)
六　通信事項　1.ニュースの取材、収集及び供給に関する事項
2.実用化試験に必要な事項
七　免許の有効期限　昭和二十七年八月三十一日
八　設置場所　東京都港区芝海岸通　東経一三九度四六分
り一丁目一五番地　北緯三五度三九分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JJ2AG　F二、F三　一四九・九七Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　ブラウン
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千百七十七号

電波法第十七條の規定により、株式会社読売新聞社所属実用化試験局(基地局)の空中線電力、移動範囲、通信の相手方及び無線設備は、昭和二十七年三月一日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月一日　第一八八六号
二　免許人の名称　株式会社読売新聞社
三　無線局の種別　実用化試験局(陸上移動局)
四　無線局の目的　新聞事業に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　株式会社読売新聞社所属の全国を移動範囲とする各実用化試験局(陸上移動局)
六　通信事項　1.ニュースの取材、収集及び供給に関する事項
2.実用化試験に必要な事項
七　免許の有効期限　昭和二十七年八月三十一日
八　設置場所　東京都港区芝海岸通　東経一三九度四六分
り一丁目一五番地　北緯三五度三九分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JJ2AG　F二、F三　一四九・九七Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　ブラウン
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千百七十八号

電波法第十七條の規定により、株式会社読売新聞社所属実用化試験局(基地局)の空中線電力、移動範囲、通信の相手方及び無線設備は、昭和二十七年三月一日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月一日　第一八八六号
二　免許人の名称　株式会社読売新聞社
三　無線局の種別　実用化試験局(陸上移動局)
四　無線局の目的　新聞事業に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　株式会社読売新聞社所属の全国を移動範囲とする各実用化試験局(陸上移動局)
六　通信事項　1.ニュースの取材、収集及び供給に関する事項
2.実用化試験に必要な事項
七　免許の有効期限　昭和二十七年八月三十一日
八　設置場所　東京都港区芝海岸通　東経一三九度四六分
り一丁目一五番地　北緯三五度三九分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JJ2AG　F二、F三　一四九・九七Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　ブラウン
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千百七十九号

電波法第十七條の規定により、株式会社読売新聞社所属実用化試験局(基地局)の空中線電力、移動範囲、通信の相手方及び無線設備は、昭和二十七年三月一日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月一日　第一八八六号
二　免許人の名称　株式会社読売新聞社
三　無線局の種別　実用化試験局(陸上移動局)
四　無線局の目的　新聞事業に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　株式会社読売新聞社所属の全国を移動範囲とする各実用化試験局(陸上移動局)
六　通信事項　1.ニュースの取材、収集及び供給に関する事項
2.実用化試験に必要な事項
七　免許の有効期限　昭和二十七年八月三十一日
八　設置場所　東京都港区芝海岸通　東経一三九度四六分
り一丁目一五番地　北緯三五度三九分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JJ2AG　F二、F三　一四九・九七Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　ブラウン
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千百八十号

電波法第十七條の規定により、株式会社読売新聞社所属実用化試験局(基地局)の空中線電力、移動範囲、通信の相手方及び無線設備は、昭和二十七年三月一日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月一日　第一八八六号
二　免許人の名称　株式会社読売新聞社
三　無線局の種別　実用化試験局(陸上移動局)
四　無線局の目的　新聞事業に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　株式会社読売新聞社所属の全国を移動範囲とする各実用化試験局(陸上移動局)
六　通信事項　1.ニュースの取材、収集及び供給に関する事項
2.実用化試験に必要な事項
七　免許の有効期限　昭和二十七年八月三十一日
八　設置場所　東京都港区芝海岸通　東経一三九度四六分
り一丁目一五番地　北緯三五度三九分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JJ2AG　F二、F三　一四九・九七Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　ブラウン
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千百八十一号

電波法第十七條の規定により、株式会社読売新聞社所属実用化試験局(基地局)の空中線電力、移動範囲、通信の相手方及び無線設備は、昭和二十七年三月一日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月一日　第一八八六号
二　免許人の名称　株式会社読売新聞社
三　無線局の種別　実用化試験局(陸上移動局)
四　無線局の目的　新聞事業に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　株式会社読売新聞社所属の全国を移動範囲とする各実用化試験局(陸上移動局)
六　通信事項　1.ニュースの取材、収集及び供給に関する事項
2.実用化試験に必要な事項
七　免許の有効期限　昭和二十七年八月三十一日
八　設置場所　東京都港区芝海岸通　東経一三九度四六分
り一丁目一五番地　北緯三五度三九分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JJ2AG　F二、F三　一四九・九七Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　ブラウン
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千百八十二号

電波法第十七條の規定により、株式会社読売新聞社所属実用化試験局(基地局)の空中線電力、移動範囲、通信の相手方及び無線設備は、昭和二十七年三月一日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月一日　第一八八六号
二　免許人の名称　株式会社読売新聞社
三　無線局の種別　実用化試験局(陸上移動局)
四　無線局の目的　新聞事業に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　株式会社読売新聞社所属の全国を移動範囲とする各実用化試験局(陸上移動局)
六　通信事項　1.ニュースの取材、収集及び供給に関する事項
2.実用化試験に必要な事項
七　免許の有効期限　昭和二十七年八月三十一日
八　設置場所　東京都港区芝海岸通　東経一三九度四六分
り一丁目一五番地　北緯三五度三九分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JJ2AG　F二、F三　一四九・九七Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　ブラウン
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千百八十三号

電波法第十七條の規定により、株式会社読売新聞社所属実用化試験局(基地局)の空中線電力、移動範囲、通信の相手方及び無線設備は、昭和二十七年三月一日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月一日　第一八八六号
二　免許人の名称　株式会社読売新聞社
三　無線局の種別　実用化試験局(陸上移動局)
四　無線局の目的　新聞事業に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　株式会社読売新聞社所属の全国を移動範囲とする各実用化試験局(陸上移動局)
六　通信事項　1.ニュースの取材、収集及び供給に関する事項
2.実用化試験に必要な事項
七　免許の有効期限　昭和二十七年八月三十一日
八　設置場所　東京都港区芝海岸通　東経一三九度四六分
り一丁目一五番地　北緯三五度三九分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JJ2AG　F二、F三　一四九・九七Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　ブラウン
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千百八十四号

電波法第十七條の規定により、株式会社読売新聞社所属実用化試験局(基地局)の空中線電力、移動範囲、通信の相手方及び無線設備は、昭和二十七年三月一日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月一日　第一八八六号
二　免許人の名称　株式会社読売新聞社
三　無線局の種別　実用化試験局(陸上移動局)
四　無線局の目的　新聞事業に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　株式会社読売新聞社所属の全国を移動範囲とする各実用化試験局(陸上移動局)
六　通信事項　1.ニュースの取材、収集及び供給に関する事項
2.実用化試験に必要な事項
七　免許の有効期限　昭和二十七年八月三十一日
八　設置場所　東京都港区芝海岸通　東経一三九度四六分
り一丁目一五番地　北緯三五度三九分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JJ2AG　F二、F三　一四九・九七Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　ブラウン
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千百八十五号

電波法第十七條の規定により、株式会社読売新聞社所属実用化試験局(基地局)の空中線電力、移動範囲、通信の相手方及び無線設備は、昭和二十七年三月一日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月一日　第一八八六号
二　免許人の名称　株式会社読売新聞社
三　無線局の種別　実用化試験局(陸上移動局)
四　無線局の目的　新聞事業に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　株式会社読売新聞社所属の全国を移動範囲とする各実用化試験局(陸上移動局)
六　通信事項　1.ニュースの取材、収集及び供給に関する事項
2.実用化試験に必要な事項
七　免許の有効期限　昭和二十七年八月三十一日
八　設置場所　東京都港区芝海岸通　東経一三九度四六分
り一丁目一五番地　北緯三五度三九分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JJ2AG　F二、F三　一四九・九七Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　ブラウン
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千百八十六号

電波法第十七條の規定により、株式会社読売新聞社所属実用化試験局(基地局)の空中線電力、移動範囲、通信の相手方及び無線設備は、昭和二十七年三月一日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月一日　第一八八六号
二　免許人の名称　株式会社読売新聞社
三　無線局の種別　実用化試験局(陸上移動局)
四　無線局の目的　新聞事業に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　株式会社読売新聞社所属の全国を移動範囲とする各実用化試験局(陸上移動局)
六　通信事項　1.ニュースの取材、収集及び供給に関する事項
2.実用化試験に必要な事項
七　免許の有効期限　昭和二十七年八月三十一日
八　設置場所　東京都港区芝海岸通　東経一三九度四六分
り一丁目一五番地　北緯三五度三九分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JJ2AG　F二、F三　一四九・九七Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　ブラウン
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千百八十七号

電波法第十七條の規定により、株式会社読売新聞社所属実用化試験局(基地局)の空中線電力、移動範囲、通信の相手方及び無線設備は、昭和二十七年三月一日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月一日　第一八八六号
二　免許人の名称　株式会社読売新聞社
三　無線局の種別　実用化試験局(陸上移動局)
四　無線局の目的　新聞事業に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　株式会社読売新聞社所属の全国を移動範囲とする各実用化試験局(陸上移動局)
六　通信事項　1.ニュースの取材、収集及び供給に関する事項
2.実用化試験に必要な事項
七　免許の有効期限　昭和二十七年八月三十一日
八　設置場所　東京都港区芝海岸通　東経一三九度四六分
り一丁目一五番地　北緯三五度三九分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JJ2AG　F二、F三　一四九・九七Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　ブラウン
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千百八十八号

電波法第十七條の規定により、株式会社読売新聞社所属実用化試験局(基地局)の空中線電力、移動範囲、通信の相手方及び無線設備は、昭和二十七年三月一日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月一日　第一八八六号
二　免許人の名称　株式会社読売新聞社
三　無線局の種別　実用化試験局(陸上移動局)
四　無線局の目的　新聞事業に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　株式会社読売新聞社所属の全国を移動範囲とする各実用化試験局(陸上移動局)
六　通信事項　1.ニュースの取材、収集及び供給に関する事項
2.実用化試験に必要な事項
七　免許の有効期限　昭和二十七年八月三十一日
八　設置場所　東京都港区芝海岸通　東経一三九度四六分
り一丁目一五番地　北緯三五度三九分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JJ2AG　F二、F三　一四九・九七Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　ブラウン
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千百八十九号

電波法第十七條の規定により、株式会社読売新聞社所属実用化試験局(基地局)の空中線電力、移動範囲、通信の相手方及び無線設備は、昭和二十七年三月一日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月一日　第一八八六号
二　免許人の名称　株式会社読売新聞社
三　無線局の種別　実用化試験局(陸上移動局)
四　無線局の目的　新聞事業に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　株式会社読売新聞社所属の全国を移動範囲とする各実用化試験局(陸上移動局)
六　通信事項　1.ニュースの取材、収集及び供給に関する事項
2.実用化試験に必要な事項
七　免許の有効期限　昭和二十七年八月三十一日
八　設置場所　東京都港区芝海岸通　東経一三九度四六分
り一丁目一五番地　北緯三五度三九分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JJ2AG　F二、F三　一四九・九七Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　ブラウン
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千百九十号

電波法第十七條の規定により、株式会社読売新聞社所属実用化試験局(基地局)の空中線電力、移動範囲、通信の相手方及び無線設備は、昭和二十七年三月一日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月一日　第一八八六号
二　免許人の名称　株式会社読売新聞社
三　無線局の種別　実用化試験局(陸上移動局)
四　無線局の目的　新聞事業に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　株式会社読売新聞社所属の全国を移動範囲とする各実用化試験局(陸上移動局)
六　通信事項　1.ニュースの取材、収集及び供給に関する事項
2.実用化試験に必要な事項
七　免許の有効期限　昭和二十七年八月三十一日
八　設置場所　東京都港区芝海岸通　東経一三九度四六分
り一丁目一五番地　北緯三五度三九分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JJ2AG　F二、F三　一四九・九七Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　ブラウン
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千百九十一号

電波法第十七條の規定により、株式会社読売新聞社所属実用化試験局(基地局)の空中線電力、移動範囲、通信の相手方及び無線設備は、昭和二十七年三月一日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月一日　第一八八六号
二　免許人の名称　株式会社読売新聞社
三　無線局の種別　実用化試験局(陸上移動局)
四　無線局の目的　新聞事業に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　株式会社読売新聞社所属の全国を移動範囲とする各実用化試験局(陸上移動局)
六　通信事項　1.ニュースの取材、収集及び供給に関する事項
2.実用化試験に必要な事項
七　免許の有効期限　昭和二十七年八月三十一日
八　設置場所　東京都港区芝海岸通　東経一三九度四六分
り一丁目一五番地　北緯三五度三九分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JJ2AG　F二、F三　一四九・九七Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　ブラウン
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千百九十二号

電波法第十七條の規定により、株式会社読売新聞社所属実用化試験局(基地局)の空中線電力、移動範囲、通信の相手方及び無線設備は、昭和二十七年三月一日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月一日　第一八八六号
二　免許人の名称　株式会社読売新聞社
三　無線局の種別　実用化試験局(陸上移動局)
四　無線局の目的　新聞事業に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　株式会社読売新聞社所属の全国を移動範囲とする各実用化試験局(陸上移動局)
六　通信事項　1.ニュースの取材、収集及び供給に関する事項
2.実用化試験に必要な事項
七　免許の有効期限　昭和二十七年八月三十一日
八　設置場所　東京都港区芝海岸通　東経一三九度四六分
り一丁目一五番地　北緯三五度三九分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JJ2AG　F二、F三　一四九・九七Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　ブラウン
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千百九十三号

電波法第十七條の規定により、株式会社読売新聞社所属実用化試験局(基地局)の空中線電力、移動範囲、通信の相手方及び無線設備は、昭和二十七年三月一日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月一日　第一八八六号
二　免許人の名称　株式会社読売新聞社
三　無線局の種別　実用化試験局(陸上移動局)
四　無線局の目的　新聞事業に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　株式会社読売新聞社所属の全国を移動範囲とする各実用化試験局(陸上移動局)
六　通信事項　1.ニュースの取材、収集及び供給に関する事項
2.実用化試験に必要な事項
七　免許の有効期限　昭和二十七年八月三十一日
八　設置場所　東京都港区芝海岸通　東経一三九度四六分
り一丁目一五番地　北緯三五度三九分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JJ2AG　F二、F三　一四九・九七Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　ブラウン
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千百九十四号

電波法第十七條の規定により、株式会社読売新聞社所属実用化試験局(基地局)の空中線電力、移動範囲、通信の相手方及び無線設備は、昭和二十七年三月一日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月一日　第一八八六号
二　免許人の名称　株式会社読売新聞社
三　無線局の種別　実用化試験局(陸上移動局)
四　無線局の目的　新聞事業に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　株式会社読売新聞社所属の全国を移動範囲とする各実用化試験局(陸上移動局)
六　通信事項　1.ニュースの取材、収集及び供給に関する事項
2.実用化試験に必要な事項
七　免許の有効期限　昭和二十七年八月三十一日
八　設置場所　東京都港区芝海岸通　東経一三九度四六分
り一丁目一五番地　北緯三五度三九分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JJ2AG　F二、F三　一四九・九七Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　ブラウン
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千百九十五号

電波法第十七條の規定により、株式会社読売新聞社所属実用化試験局(基地局)の空中線電力、移動範囲、通信の相手方及び無線設備は、昭和二十七年三月一日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月一日　第一八八六号
二　免許人の名称　株式会社読売新聞社
三　無線局の種別　実用化試験局(陸上移動局)
四　無線局の目的　新聞事業に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　株式会社読売新聞社所属の全国を移動範囲とする各実用化試験局(陸上移動局)
六　通信事項　1.ニュースの取材、収集及び供給に関する事項
2.実用化試験に必要な事項
七　免許の有効期限　昭和二十七年八月三十一日
八　設置場所　東京都港区芝海岸通　東経一三九度四六分
り一丁目一五番地　北緯三五度三九分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JJ2AG　F二、F三　一四九・九七Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　ブラウン
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千百九十六号

電波法第十七條の規定により、株式会社読売新聞社所属実用化試験局(基地局)の空中線電力、移動範囲、通信の相手方及び無線設備は、昭和二十七年三月一日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月一日　第一八八六号
二　免許人の名称　株式会社読売新聞社
三　無線局の種別　実用化試験局(陸上移動局)
四　無線局の目的　新聞事業に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　株式会社読売新聞社所属の全国を移動範囲とする各実用化試験局(陸上移動局)
六　通信事項　1.ニュースの取材、収集及び供給に関する事項
2.実用化試験に必要な事項
七　免許の有効期限　昭和二十七年八月三十一日
八　設置場所　東京都港区芝海岸通　東経一三九度四六分
り一丁目一五番地　北緯三五度三九分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JJ2AG　F二、F三　一四九・九七Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　ブラウン
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千百九十七号

電波法第十七條の規定により、株式会社読売新聞社所属実用化試験局(基地局)の空中線電力、移動範囲、通信の相手方及び無線設備は、昭和二十七年三月一日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月一日　第一八八六号
二　免許人の名称　株式会社読売新聞社
三　無線局の種別　実用化試験局(陸上移動局)
四　無線局の目的　新聞事業に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　株式会社読売新聞社所属の全国を移動範囲とする各実用化試験局(陸上移動局)
六　通信事項　1.ニュースの取材、収集及び供給に関する事項
2.実用化試験に必要な事項
七　免許の有効期限　昭和二十七年八月三十一日
八　設置場所　東京都港区芝海岸通　東経一三九度四六分
り一丁目一五番地　北緯三五度三九分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JJ2AG　F二、F三　一四九・九七Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　ブラウン
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千百九十八号

電波法第十七條の規定により、株式会社読売新聞社所属実用化試験局(基地局)の空中線電力、移動範囲、通信の相手方及び無線設備は、昭和二十七年三月一日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月一日　第一八八六号
二　免許人の名称　株式会社読売新聞社
三　無線局の種別　実用化試験局(陸上移動局)
四　無線局の目的　新聞事業に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　株式会社読売新聞社所属の全国を移動範囲とする各実用化試験局(陸上移動局)
六　通信事項　1.ニュースの取材、収集及び供給に関する事項
2.実用化試験に必要な事項
七　免許の有効期限　昭和二十七年八月三十一日
八　設置場所　東京都港区芝海岸通　東経一三九度四六分
り一丁目一五番地　北緯三五度三九分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JJ2AG　F二、F三　一四九・九七Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　ブラウン
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千百九十九号

電波法第十七條の規定により、株式会社読売新聞社所属実用化試験局(基地局)の空中線電力、移動範囲、通信の相手方及び無線設備は、昭和二十七年三月一日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月一日　第一八八六号
二　免許人の名称　株式会社読売新聞社
三　無線局の種別　実用化試験局(陸上移動局)
四　無線局の目的　新聞事業に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　株式会社読売新聞社所属の全国を移動範囲とする各実用化試験局(陸上移動局)
六　通信事項　1.ニュースの取材、収集及び供給に関する事項
2.実用化試験に必要な事項
七　免許の有効期限　昭和二十七年八月三十一日
八　設置場所　東京都港区芝海岸通　東経一三九度四六分
り一丁目一五番地　北緯三五度三九分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JJ2AG　F二、F三　一四九・九七Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　ブラウン
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千二百号

電波法第十七條の規定により、株式会社読売新聞社所属実用化試験局(基地局)の空中線電力、移動範囲、通信の相手方及び無線設備は、昭和二十七年三月一日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月一日　第一八八六号
二　免許人の名称　株式会社読売新聞社
三　無線局の種別　実用化試験局(陸上移動局)
四　無線局の目的　新聞事業に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　株式会社読売新聞社所属の全国を移動範囲とする各実用化試験局(陸上移動局)
六　通信事項　1.ニュースの取材、収集及び供給に関する事項
2.実用化試験に必要な事項
七　免許の有効期限　昭和二十七年八月三十一日
八　設置場所　東京都港区芝海岸通　東経一三九度四六分
り一丁目一五番地　北緯三五度三九分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JJ2AG　F二、F三　一四九・九七Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　ブラウン
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第千二百一号

電波法第十七條の規定により、株式会社読売新聞社所属実用化試験局(基地局)の空中線電力、移動範囲、通信の相手方及び無線設備は、昭和二十七年三月一日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月一日　第一八八六号
二　免許人の名称　株式会社読売新聞社
三　無線局の種別　実用化試験局(陸上移動局)
四　無線局の目的　新聞事業に使用する陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　株式会社読売新聞社所属の全国を移動範囲とする各実用化試験局(陸上移動局)
六　通信事項　1.ニュースの取材、収集及び供給に関する事項
2.実用化試験に必要な事項
七　免許の有効期限　昭和二十七年八月三十一日
八　設置場所　東京都港区芝海岸通　東経一三九度四六分
り一丁目一五番地　北緯三五度三九分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JJ2AG　F二、F三　一四九・九七Mc　水晶発振　リアクタンス管位相変調　五〇W
十　空中線の型式及び構成　ブラウン
十一　運用許容時間　常時

九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

JNR	A二	四六八、五〇〇、六一〇kc	A一、二五〇W
	A一、A三	四六八、五〇〇、六一〇kc	吸収管式終段抑制格子変調（吸収管式） A一、二五〇W A二、A三、一五〇W
JNR—2	A一	二、二九五kc	水晶発振

十　空中線の型式及び構成　T型、傾斜型

十一　運用許容時間　延行送信所の無線設備が障害のため、運用を必要とする時間

◉**電波監理委員会告示第千百八十号**

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を与えた。

昭和二十七年三月二十二日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十七年三月十二日　第六二八七号

二　承認を受けた者　海上保安庁

三　無線局の種別　固定局

四　無線局の目的　海上保安事務に使用するため、固定業務を行う。

五　通信の相手方　海上保安庁所属の東京、塩釜、神戸、呉、佐世保、舞鶴、新潟、小樽、名古屋、厳原、徳山、鹿児島、福岡及び境の各固定局

六　通信事項　海上保安庁法第二條第二項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項

七　承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日

八　設置場所　東経一三〇度五八分　北緯三三度五六分　門司市西海岸通り二丁目

九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

JNR—1	A一	四、一五〇kc	水晶発振 吸収管式 三〇〇W
JNR—12	A一	七、五四五kc	〃 〃 五〇〇W
JNR—3	A一	一二、七八五kc	〃 〃 二五〇W
JNR—20	A一	四、二〇〇kc	〃 〃 五〇W

（注一、二、三）（注一、二、四）（注二）

十　空中線の型式及び構成　ダブレット（Y型）、傾斜型

十一　運用許容時間　延行送信所の無線設備が障害のため、運用を必要とする時間

（注一）の周波数の使用は、東京、塩釜、神戸、呉、佐世保、舞鶴、新潟、小樽及び名古屋の各固定局と通信を行う場合に限る。

（注二）の周波数の使用は、厳原、徳山、鹿児島、福岡及び境の各固定局と通信を行う場合に限る。

（注三）の周波数の使用は、夜間に限る。

（注四）の周波数の使用は、昼間に限る。

十二　その他　海岸局名中三崎の一、九〇五kcの欄の「午後四時三十分　同五時(18)」を「午後四時三十分　同五時(18)」に、また、「浜島」及び「尾鷲」の欄を次のようにそれぞれ改め、同項注(07)の次に「(08)公衆通信及び漁業通信の送受のための時間とする。」を加える。

使用海岸局名		
周波数		
一、五七〇kc	浜島から	尾鷲まで
	午前六時五十分	午前七時五十分
	午後五時三分	同六時三十分
	午後九時二十分	同三十五分

◉**電波監理委員会告示第千百八十一号**

昭和二十六年電波監理委員会告示第四百五十一号（漁業局の通信時間割）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年三月二十二日　電波監理委員会委員長　網島　毅

第一項の海岸局名中三崎の一、九〇五kcの欄の「午後四時三十分　同五時(18)」を「午後四時三十分　同五時(18)及び「尾鷲」の欄を次のようにそれぞれ改め、同項注(07)の次に「(08)公衆通信及び漁業通信の送受のための時間とする。」を加える。

使用海岸局名		
周波数		
一、五七〇kc	浜島から	尾鷲まで
	午前六時五十分	午前七時五十分
	午後五時三分	同六時三十分
	午後九時二十分	同三十五分

◉**電波監理委員会告示第千百八十二号**

国家公安委員会所属群馬県本部無線局の変調方式は、昭和二十七年一月二十八日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年三月二十二日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一一七四号

二　承認を受けた者　国家公安委員会

三　無線局の種別　固定局

四　無線局の目的　警察事務に使用するため、固定業務を行う。

五　通信の相手方　国家公安委員会所属の東京、新潟、長野、栃木及び山梨の各固定局並びに応急用の各固定局

六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項

七　承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日

八　設置場所　前橋市曲輪町　東経一三九度〇四分　北緯三六度二三分

九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

JPL—1	A一	三、五一九kc	水晶発振 吸収管式 一〇〇W
JPL—20	A一	七、三七〇kc	〃 〃
JPL—21	A一	四、二〇〇kc	〃 〃
JPL—22	A一	一、九七五kc	〃 〃
	A一	五、四八五kc	〃 〃 五〇W

（注四）

十　空中線の型式及び構成　逆L型

十一　運用許容時間　常時

十二　その他　（注一）の周波数の使用は、夜間に限る。

（注二）の周波数の使用は、昼間に限る。

（注三）の周波数の使用は、東京、新潟、長野、栃木及び山梨と通信を行う場合に限る。

（注四）の周波数の使用は、応急の通信を行う場合に限る。

◉**電波監理委員会告示第千百八十三号**

国家公安委員会所属群馬県本部無線局の変調方式は、昭和二十七年一月二十八日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年三月二十二日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十七年三月二十二日

二　承認を受けた者　国家公安委員会

三　無線局の種別　基地局

四　無線局の目的　警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。

五　通信の相手方　国家公安委員会所属の応急用の各陸上移動局

六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項

七　承認の有効期限　昭和二十七年十一月三十日

八　設置場所　前橋市曲輪町　東経一三九度〇四分　北緯三六度二三分

九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

JPL—22	A一（注）	一、九七五kc、四八五kc、四、二〇〇kc	水晶発振 吸収管式 五〇W

十　空中線の型式及び構成　逆L型

十一　運用許容時間　応急の通信を行うため、運用を必要とする時間

十二　その他　（注）の周波数の使用は、昼間に限る。

◉**大蔵省告示第五百二十一号**

貴金属地金精製及品位証明規則（明治三十年勅令第百三十九号）第九條但書の規定により、貴金属地金の精製手数料を徴収しない場合を次のように定める。

昭和二十七年三月二十二日　大蔵大臣　池田　勇人

没収等により国庫に帰属した金、銀及び白金等（白金、ルテニウム、ロジウム、パラジウム、オスミウム、イリジウム及びイリドスミンをいう。）地金で貴金属特別会計へ売却するため精製する必要があるものを依頼により精製する場合

◉**大蔵省告示第五百二十二号**

連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）第十四條第一項の規定により、大蔵大臣に対し、その所管する連合国財産の返還に関し、左の通り通知した。

昭和二十七年三月二十二日　大蔵大臣　池田　勇人

一　返還請求権者の名称及び事務所　シェル石油株式会社　神奈川県横浜市中区山下町五十八番地

二　連合国財産の種類、数量及び所在地

種類	数量	所在地
動産	一点	大阪府大阪市大正区鶴町一丁目三十番の二十二

三　返還期日　昭和二十七年三月二十日

◉**大蔵省告示第五百二十三号**

連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）第十三條第一項第三号の規定により、大阪府知事に対し、その保管する左の財産を昭和二十七年三月二十日にシェル石油株式会社（神奈川県横浜市中区山下町五十八番地）に引き渡すことを命じた。

昭和二十七年三月二十二日　大蔵大臣　池田　勇人

種類	数量	所在地
動産	一点	大阪府大阪市大正区鶴町一丁目三十番の二十二

◉**大蔵省告示第五百二十四号**

連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）第三十三條第一項第三号の規定により、閉鎖機関整理委員会（東京都千代田区丸の内一丁目二番地）に対し、閉鎖機関石油配給株式会社の所有する左の財産を昭和二十七年三月二十五日にシェル石油株式会社（神奈川県横浜市中区山下町五十八番地）に譲渡し、且つ、引き渡すことを命じた。

昭和二十七年三月二十二日　大蔵大臣　池田　勇人

種類	数量	所在地
動産	二点	愛知県名古屋市中区松重町十三番地

◉**大蔵省告示第五百二十五号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、横浜興信銀行第十六回福縁定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年三月二十二日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　横浜興信銀行第十六回福縁定期預金

二　條件

㈠　契約期間　六月

㈡　預入金額　一口千円

㈢　利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年三月二十四日から同年五月二十四日まで。

預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権十万個をもつて一組とし、各十二組につき次のとおりとする。但し、特賞A及び特賞Bは、一等のうちから定め、二重賞は、重複当せんを認める。

等級	割増金品	当せんの数
特賞A	五〇〇、〇〇〇円	一本
特賞B	一〇〇、〇〇〇円	二
一等	三〇、〇〇〇円	九
二等	四、〇〇〇円	一一〇
三等	一、〇〇〇円	一、一〇〇
四等	五〇〇円	二、〇〇〇
五等	二〇円	二一〇、〇〇〇
六等	一〇、六六六、六六八	二重賞　手さげ金庫　一個　三六
計		一二〇〇、〇三六

五　抽せん期日　昭和二十七年五月三十一日

六　割増金品の支払開始期日　昭和二十七年六月十日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第五百二十六号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第四銀行第十八回ふくふく定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年三月二十二日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第四銀行第十八回ふくふく定期預金

二　條件

㈠　契約期間　六月

㈡　預入金額　一口千円

㈢　利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年三月二十四日から同年五月二十四日まで。

鶴の組、亀の組とも預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権十万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。但し、ふくふく幸運賞は、重複当せんを認める。

㈠　鶴の組

等級	割増金品	当せんの数
特賞	三〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇〇、〇〇〇円	一〇
二等	三〇、〇〇〇円	一〇
三等	一、〇〇〇円	一〇〇
四等	一〇〇円	一、〇〇〇
五等	三〇円	一〇、〇〇〇
六等	八八、八八八	八八、八八八
ふくふく幸運賞　手さげかばん	一個	一
計		一〇〇、〇〇一

㈡　亀の組

等級	割増金品	当せんの数
特賞	三〇〇、〇〇〇円	一本
一等	五〇、〇〇〇円	一
二等	一〇、〇〇〇円	一〇
三等	一、〇〇〇円	一〇〇
四等	一〇〇円	一、〇〇〇
五等	五〇円	一〇、〇〇〇
六等	八八、八八八	八八、八八八

	ふくふく幸運 万年筆 一本	一	
	賞		
	計	一、〇〇〇	
五	抽せん期日	昭和二十七年五月二十四日	
六	割増金品の支払開始期日	昭和二十七年六月二日	
七	預金証書の印紙税	割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。	

◎**大蔵省告示第五百二十七号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、泉州銀行第一回割増金附泉銀定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年三月二十二日　大蔵大臣　池田　勇人

一	名称	泉州銀行第一回割増金附泉銀定期預金
二	條件	
	㈠契約期間	六月
	㈡預入金額	一口千円
	㈢利息	付けない。
三	取扱の時期	昭和二十七年三月二十四日から同年五月二十四日まで。
四	割増金	預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権二万個をもつて一組とし、各五組につき次のとおりとする。但し、特賞及び一等は、二等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特賞	二〇〇、〇〇〇円	一本
一等	二〇、〇〇〇	二
二等	一〇、〇〇〇	二
三等	一、〇〇〇	一〇
四等	一〇〇	一〇〇
五等	五〇	一、〇〇〇
六等	三〇	一〇、〇〇〇
七等	二〇	一〇〇、〇〇〇
計		八八、八八五
五	抽せん期日	昭和二十七年六月七日
六	割増金の支払開始期日	割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。
七	預金証書の印紙税	

◎**大蔵省告示第五百二十八号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、大野南部信用組合割増金附第一回たから定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年三月二十二日　大蔵大臣　池田　勇人

一	名称	大野南部信用組合割増金附第一回たから定期貯金
二	條件	
	㈠契約期間	六月
	㈡預入金額	一口千円
	㈢利息	付けない。
三	取扱の時期	昭和二十七年三月二十四日から同年五月二十四日まで。
四	割増金	預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇、〇〇〇円	一本
一等	二、〇〇〇	一
二等	一、〇〇〇	二
三等	一、〇〇〇	一〇
四等	一〇〇	一〇〇
五等	五〇	一、〇〇〇
六等	三〇	一〇、〇〇〇
七等	二〇	一〇〇、〇〇〇
計		一二五、四〇〇
五	抽せん期日	昭和二十七年六月九日
六	割増金の支払開始期日	割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。
七	預金証書の印紙税	

◎**大蔵省告示第五百二十九号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、恵那郡農協第三回恵農定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年三月二十二日　大蔵大臣　池田　勇人

一	名称	恵那郡農協第三回恵農定期貯金
二	條件	
	㈠契約期間	六月
	㈡預入金額	一口五百円
	㈢利息	付けない。
三	取扱の時期	昭和二十七年三月二十四日から同年五月二十四日まで。
四	割増金	預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	三、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇	二
二等	一五〇	四
三等	三五	二五
四等	二〇	一五〇
五等	一〇	一、〇〇〇
計		八、八二〇
五	抽せん期日	昭和二十七年五月二十四日
六	割増金の支払開始期日	昭和二十七年六月三日
七	貯金証書の印紙税	割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎**文部省告示第八号**

次に掲げる法人である研究機関を、科学研究費交付金等取扱規程（昭和二十四年文部省令第三十二号）第二條第一項第七号の規定による法人である研究機関として指定する。

昭和二十七年三月二十二日　文部大臣　天野　貞祐

財団法人	金属工業研究所
〃	鉱産資源研究所
〃	立川研究所
〃	日本常民文化研究所
〃	日本太平洋問題調査会
〃	額田医学生物学研究所
〃	法政大学大原社会問題研究所
〃	陽明文庫
株式会社	科学研究所

◎**農林省告示第九十九号**

指定遠洋漁業取締規則第二十一條の規定により、まつこう鯨を捕獲することができる期間を次のように定める。

昭和二十七年三月二十二日　農林大臣　広川　弘禅

毎年四月一日から十一月三十日までの期間

◎**通商産業省告示第六十一号**

昭和二十一年二月商工省告示第四十三号（電気事業主任技術者資格検定規則第十五條の規定による認定学校および卒業者の資格を定める件）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年三月二十二日　通商産業大臣　高橋龍太郎

「摂南工科専門学院　第二種」を「元摂南工科専門学院　第二種　大阪工業大学専門学院　第二種」に改める。

◎**運輸省告示第七十六号**

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五條により次のとおり件名表に登載されたから、第十六條の規定によつてこれを告示する。

昭和二十七年三月二十二日　運輸大臣　村上　義一

番号	事案の種類	申請者又は処分を受けるもの	事案の内容
第六〇三四号	一般路線貨物自動車運送事業経営の免許	名古屋貨物自動車運輸株式会社	岡崎市康生町―浜松市伝馬町（七〇・〇キロ）
第六〇三五号	〃	岩上運送株式会社	岐阜県恵那郡岩村町―名古屋市中区上園町（八〇・〇キロ）
第六〇三六号	〃	日本通運株式会社	石川県江沼郡三木村―福井市御園町（三四・〇キロ）
第六〇三七号	一般区域貨物自動車運送事業経営の免許	美濃倉庫運輸株式会社	(1)岐阜県益田郡下原村―岐阜市神室町（八八・〇キロ） (2)岐阜県加茂郡西白川村―同県武儀郡上麻生村（六〇・〇キロ） (3)岐阜県稲葉郡鵜沼町―名古屋市北区中杉町（三二・〇キロ）
第六〇三八号	〃	東三運輸株式会社 発起人総代 露久保賢治	岐阜県を中心とする岐阜県、愛知県葉栗郡、丹羽郡、重春日井郡、海部郡、西春日井郡、碧海郡、知多郡、一宮市、津島市、名古屋市、春日井市、瀬戸市、半田市、岡崎市、三重県員弁郡、桑名郡、四日市市、鈴鹿郡、亀山市、鈴鹿郡、安濃郡、洋市、一志郡、松阪市、河芸郡、浜松市、引佐郡、島田市、周智郡、志太郡、榛原郡、庵原郡、富士郡、富士市、沼津市、三島市 愛知県を中心とする愛知県、岐阜市、大垣市、上不破郡、福葉郡、武儀郡、上可児郡、多治見市、上岐郡、滋賀県、坂田郡、長浜市、彦根市、大上郡、愛知郡、蒲生郡、三重郡、四日市市、名市、桑太郡、大津市、三重県桑名郡、員弁郡、鈴鹿市、亀山市、一志郡、浜松市、引佐郡、島田市、静岡県、浜名郡、磐田郡、志太郡、榛原郡、庵原郡、富士郡、富士市、沼津市、三島市
第六〇三九号	〃	新湊運送株式会社 発起人総代 三箇次作	富山県を中心とする富山県、石川県、福井県坂井郡、吉田郡、福井市、岐阜県吉城郡、大野郡、高山市
第六〇四〇号	〃	射水運輸株式会社 発起人総代 夏野　伊作	
第六〇四一号	〃	石動運輸株式会社 発起人総代 渋香大次郎	
第六〇四二号	〃	高岡貨物自動車株式会社 発起人総代 杉本　参間	
第六〇四三号	〃	氷見運送株式会社 発起人総代 北越　勝次	
第六〇四四号	〃	大聖寺運輸株式会社 発起人総代 塚本　忠作	石川県を中心とする石川県、福井県、富山県西礪波郡、氷見郡、高岡市、東礪波郡、射水郡、婦負郡、富山市
第六〇四五号	〃	勤橋運輸株式会社 発起人総代 出口長三郎	石川県を中心とする石川県、福井県坂井郡、吉田郡、福井市、足羽郡、丹生郡、今立郡、武生市、富山県西礪波郡、氷見郡、高岡市、東礪波郡、射水郡、婦負郡、富山市
第六〇四六号	〃	大同運送株式会社 発起人総代 川端　義雄	
第六〇四七号	〃	美川運輸株式会社 発起人総代 浜尾喜代松	
第六〇四八号	〃	神輝運輸株式会社	神奈川県を中心とする神奈川県、東京都
第六〇四九号	〃	栃木輝運株式会社	栃木県を中心とする栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県

◎**運輸省告示第七十七号**

運輸審議会において次のとおり決定があつたから、運輸審議会一般規則（昭和二十四年運輸省令第七十五号）第十條の規定によつて、これを告示する。

昭和二十七年三月二十二日　運輸大臣　村上　義一

通運事業経営免許等の申請について

標記について運輸審議会に諮問中のところ、次のとおり答申があつた。

昭二七第八号

昭和二十七年二月十四日

運輸審議会会長　木村　隆親

運輸大臣　村上　義一殿

答申書

通運事業経営免許等の申請について

諮問にかかる通運事業の経営免許、譲渡譲受の認可及び廃止の許可の申請事案については、慎重に審議した結果、次のように処置されることが適当であると認める。

番号	申請者名	取扱駅名	処置
一、昭二六第二一七号	泉南運送株式会社	長滝駅	免許する。
二、〃	〃	熊取駅、日根野駅、吉見の里駅	却下する。
三、第二一八号	和泉通運株式会社	長滝駅	免許する。
四、〃	発起人総代　中谷　正雄	熊取駅、日根野駅、吉見の里駅	却下する。
五、第二一六号	阪南運送株式会社	吉見の里駅	免許する。
六、第二五〇号	上越運送株式会社	新井駅	却下する。
七、第二五一号	株式会社　野本組	新井駅	免許する。
八、〃 第二五三号	発起人総代　小林　啓郷	丸子町駅、大屋駅、田中駅	却下する。
九、第二五四号	上田運送株式会社	〃	免許する。
十、〃 第二五八号	大曲通運株式会社	大曲駅	免許する。
十一、〃 第二五九号	発起人総代　石川　彌七	大曲駅	却下する。
十二、〃 第三四八号	大曲運送株式会社	〃	免許する。
〃	発起人総代　塩谷甚太郎	〃	却下する。
〃	岩手貨物自動車株式会社	〃	免許する。
〃	譲渡人　岩手通運株式会社	〃	譲渡譲受を認可する。
〃	譲受人　発起人総代　五島太四郎	〃	〃
十三、昭二七第八〇二号	北総通運株式会社	水沢駅	免許する。
〃	発起人総代　桜井　勇次	取手駅	却下する。
十四、〃 第八〇五号	幡豆通運株式会社	三河平坂駅、中畑駅、三河楠駅、三河一色駅、三河吉田駅、渋前駅	〃
〃	発起人総代　渡辺喜治郎	〃	〃
十五、〃 第八〇四号	九共通運株式会社	〃	廃止を許可する。
十六、〃 第八〇九号	岡山通運株式会社	津山駅、東津山駅、津山口駅、院庄駅、原田駅、北条駅、富士岡駅	免許する。
十七、〃 第八〇三号	日本通運株式会社	〃	〃

◉運輸省告示第七十八号

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五條により次のとおり件名表に登載されたから、第十六條の規定によってこれを告示する。

昭和二十七年三月二十二日　運輸大臣　村上　義一

番号	事案の種類	事案の内容
昭二七第三二五二号	譲渡人　水島工業都市開発株式会社	倉敷、水島港間一〇・一キロ
〃	譲受人　倉敷市	〃
第三二五三号	地方鉄道貨物運賃の認可	武庫川線貨物運賃の改訂
〃	譲渡人　阪神電気鉄道株式会社	(1)兒島郡福田町―倉敷市栄町（一〇・四キロ） (2)兒島郡福田町―同郡同町（〇・七キロ）
第四〇三一号	譲受人　倉敷市	

◉海上保安庁告示（航）第十一号

航路標識の新設、改良、その他重要な航行に関して必要な事項を次のように告示する。

昭和二十七年三月二十一日　海上保安庁長官　米沢　滋

（262頁……283頁）

●27年262頁

本州北西岸――金石港　燈台燈質等変更

金石燈台は昭和27年2月29日燈質を閃白光に、燭光数を下記の通り変更した。

犀川河口北東方の日和山上　36° 36.0′ N.,　136° 35.5′ E.　(概位)　Fl. ev. 3sec. 19 m. 13½ M.　(U)　燈質　閃白光、毎8秒に1閃●燭光数　2,800 ●その他従前通り

120―146―159―1154―1005―1006―1009

十（昭和27年1月刊行）誌411. 1140番

●27年263頁

本州北西岸――金石港北東方　燈台燈質等変更

白尾燈台は昭和27年3月5日燈質を群閃白光に、光達等を下記の通り変更した。

金石港の北東方約8.5 M　36° 43.1′ N.,　136° 41.3′ E.　(概位)　Gp. Fl. (2) ev. 6 sec. 19 m. 13½ M. (U)　燈質　群閃白光、毎6秒に2閃（3秒を隔てて3秒間に2閃）●燈高　平均水面上18.8 m ●光達　13.5 M ●燭光数　2,800 ●礎上高　4.8 m、その他従前通り

書誌102号、116ページ21行中「23.8 m」を「19 m」に改訂する。

●27年268頁

本州南岸　駿河湾東側――戸田港　係船浮標存在

記事　戸田港南東側の下記位置に係船浮標2個が存在する。

位置　稲荷山の頭頂◉(98)から191½°　800 m　34° 58.0′ N.,　138° 46.7′ E.　(概位)

様式　紅塗円合形

海図　82(戸田沖地)

誌類　十誌101.78ページ

出所　水路部

●27年269頁

内海　広島湾――岩国港南方　燈浮標および浮標について

(1)記事　岩国港南方の下記2位置に昭和27年2月1日「岩国沖第1号燈浮標」および「同第2号燈浮標」を各設置した。

位置　(イ)岩国沖第1号燈浮標　築増開始だまりの北防波堤外端から96° 4,075 m（海図100号B上は姫小島中央灯から88° 1,280 m）　34° 08.1′ N.,　132° 17.7′ E.　(概位)

(ロ)岩国沖第2号燈浮標　上記北防波堤外端から863° 3,830 m（海図100号B上は姫小島中央灯から352° 3,570 m）

略記　(イ)Fl. ev. 3 sec. 5½ M.　(ロ)Fl. R. ev. 4 sec. 4 M.

細目　(イ)燈質　閃白光、毎3秒に1閃●燈高　水面上3.6 m ●光達　5.5 M ●燭光数　60 ●構造　黒塗円筒形上部やぐら形鉄造　(ロ)燈質　閃紅光、毎4秒に1閃●燈高　水面上3.6 M ●光達　4.0 M ●燭光数　25 ●構造　紅塗円筒形上部やぐら形鉄造

(ハ)河第5号燈浮標　前島の東端　575 m　(ハ)上記Chy.（犬）○から48° 281½° 3,150 m　34° 00.4′ N.,　132° 14.0′ E.　(概位)

(ニ)同第6号燈浮標　兜島△(102)から231½° 7,700 m　34° 04.5′ N.,　132° 15.2′ E.　(概位)

(ホ)同第7号燈浮標　兜島△(102)から247½° 5,280 m　(ヘ)上記Chy.（犬）○から48° 575 m　(ト)上記Chy.（犬）○から50° 570 m

注意　海図No. 1225に○符を記載、"3 RTrs."を附記し、海図1225号上、上記位置の東北東方に図載の「海上保安本部」を上記(イ)位置至近に移記する。

海図　1225―135

誌類　十誌103. 316ページ

出所　第7管区海上保安本部

●27年272頁

略記　(ハ)(ホ)Fl. ev. 3 sec. 5½ M.　(ロ)(ヘ)Fl. ev. 5 sec. 5½ M.　(ニ)(ト)Fl. R. ev. 5 sec. 4 M.　(ホ)Fl. ev. sec. 5½ M.

細目　燈質　(イ)(ハ)閃白光、毎3秒に1閃、(ロ)閃白光、毎5秒に1閃、(ニ)閃白光、毎5秒に1閃、(ホ)閃白光、毎1秒に1閃●燈高　水面上4.2 m ●光達　(イ)(ロ)(ハ)(ホ)5.5 M、(ニ)4.0 M ●燭光数　(イ)(ロ)(ハ)(ホ)60、(ニ)25 ●構造　(イ)(ロ)(ハ)黒塗櫓燈塗白筒形上部やぐら形鉄造(ニ)紅塗円筒形上部やぐら形鉄造、(ホ)黒塗円筒形上部やぐら形鉄造

海図　1102

誌類　十（昭和27年1月刊行）誌411. 3640.5―3640.9番（各掃入）

出所　燈台部

●27年271頁

関門港――門司区　目標存在

記事　第3号係船岸南東方の海上保安本部（図載）とない○標内に無線塔（3基）が存在する。

位置　(イ)白木崎東方約460 mの Chy.（犬）○から48° 610 m　33° 56.3′ N.,　131° 57.6′ E.　(概位)

(ロ)上記Chy.（犬）○から48° 575 m　(ハ)上記Chy.（犬）○から50° 570 m

注意　海図No. 1225に○符を記載、"3 RTrs."を附記し、海図1225号上、上記位置の東北東方に図載の「海上保安本部」を上記(イ)位置至近に移記する。

海図　1225―135

誌類　十誌103. 316ページ

出所　第7管区海上保安本部

●27年272頁

略記　(ハ)(ホ)Fl. ev. 3 sec. 5½ M.　(ロ)(ヘ)Fl. ev. 5 sec. 5½ M.　(ニ)(ト)Fl. R. ev. 5 sec. 4 M.　(ホ)Fl. ev. sec. 5½ M.

細目　燈質　(イ)(ハ)閃白光、毎3秒に1閃、(ロ)閃白光、毎5秒に1閃、(ニ)閃白光、毎5秒に1閃、(ホ)閃白光、毎1秒に1閃●燈高　水面上4.2 m ●光達　(イ)(ロ)(ハ)(ホ)5.5 M、(ニ)4.0 M ●燭光数　(イ)(ロ)(ハ)(ホ)60、(ニ)25 ●構造　(イ)(ロ)(ハ)黒塗櫓燈塗白筒形上部やぐら形鉄造、(ニ)紅塗円筒形上部やぐら形鉄造、(ホ)黒塗円筒形上部やぐら形鉄造

海図　1102

誌類　十（昭和27年1月刊行）誌411. 3640.5―3640.9番（各掃入）

出所　燈台部

●27年271頁

関門港――門司区　目標存在

記事　第3号係船岸南東方の海上保安本部（図載）とない○標内に無線塔（3基）が存在する。

位置　(イ)白木崎東方約460 mの Chy.（犬）○から48° 610 m　33° 56.3′ N.,　131° 57.6′ E.　(概位)

(ロ)同第4号燈浮標　上記燈台燈質等変更

金石燈台は昭和27年2月29日燈質を閃白光に、燭光数を下記の通り変更した。

犀川河口北東方の日和山上　36° 36.0′ N.,　136° 35.5′ E.　(概位)　Fl. ev. 3sec. 19 m. 13½ M.　(U)　燈質　閃白光、毎8秒に1閃●燭光数　2,800 ●その他従前通り

120―146―159―1154―1005―1006―1009

十（昭和27年1月刊行）誌411. 1140番

●27年263頁

本州北西岸――金石港北東方　燈台燈質等変更

白尾燈台は昭和27年3月5日燈質を群閃白光に、光達等を下記の通り変更した。

金石港の北東方約8.5 M　36° 43.1′ N.,　136° 41.3′ E.　(概位)　Gp. Fl. (2) ev. 6 sec. 19 m. 13½ M. (U)　燈質　群閃白光、毎6秒に2閃（3秒を隔てて3秒間に2閃）●燈高　平均水面上18.8 m ●光達　13.5 M ●燭光数　2,800 ●礎上高　4.8 m、その他従前通り

書誌102号、116ページ21行中「23.8 m」を「19 m」に改訂する。

(ロ)燈質　閃紅光、毎4秒に1閃●燈高　水面上3.6 M ●光達　4.0M ●燭光数　25 ●構造　紅塗円筒形上部やぐら形鉄造

備考　上記(イ)燈浮標は航行禁止区域の東端を示す。

(2)記事　岩国沖第2号燈浮標、同第4号燈浮標および大竹岩国沖仮設導標は昭和27年2月1日各廃止した。

位置　(イ)岩国沖第2号燈浮標　姫小島の西南西方約1 M　34° 07.6′ N.,　132° 15.8′ E.　(概位)

(ロ)同第4号燈浮標　姫小島の西北西方約0.6 M

(ハ)大竹岩国沖仮設導標　姫小島の北方約1.9 M

略記　(イ)Fl. R. ev. 2 sec. 5½ M.　(ロ)Fl. R. ev. 3 sec. 5½ M.　(ハ)(ロ)113―142―(イ)を除く）100 B

海図　(イ)(ロ)(ハ)120―146―159―1154―1005―1006―1009

誌類　十（昭和27年1月刊行）誌411. 3589番、3591番（各掃入）、3591番、3592番、3848番（各削除）

出所　燈台部

●27年264頁

本州北西岸　能登半島東岸――守出港について

(1)記事　守出港港内の東防波堤（各灯台屋について）

位置　(イ)白燈　守出港港内第1防波堤外端から11° 310 m　37° 18.0′ N.,　137° 09.5′ E.　(概位)

(ロ)タンク　上記燈台から341° 710 m

注意　海図上、上記2位置に○符を記載し、(ロ)に「白燈」、(ロ)に「Tank（油）」を各附記する。港内北西側の燈柱は存在しない。

位置　上記(ロ)の西南西方約140 m　37° 18.2′ N.,　137° 09.2′ E.　(概位)

注意　海図上、上記位置に図載の○符を附記の「燈柱」と共に削除する。

海図　1155（守出港港）

誌類　十誌102. 129ページ

出所　水路部

●27年265頁

本州北西岸　伏木富山港東南東方――富川　燈柱設置

伏木富山港東南東方の下記位置に昭和27年1月20日「西貨鉄燈柱」を設置した。

位置　36° 44′ 48″ N.,　137° 20′ 54″ E.　F. 40 m 11 M. (U)　燈質　不動白光●燈高　平均水面上39.5 m ●光達　11 M ●燭光数　550 ●明弧　全照●構造　白塗四角やぐら形鉄造、礎上高24.5 m ●無看守●富山県、富川町立

海図　120―146―159

誌類　十誌102. 146ページ―十（昭和27年1月刊行）誌411. 1236番（掃入）

出所　燈台部

●27年266頁*

本州北西岸――魚津港　燈台復旧

記事　27年72頁で燈質を一時変更の旨告示した魚津港北防波堤燈台は昭和27年3月5日光達を6.5 Mに変更の上復旧した。

位置　北防波堤外端　36° 49.0′ N.,　137° 23.7′ E.　(概位)

略記　F. G. 12 m. 6½ M. (U)

細目　光達　6.5 M ●燭光数　80 ●その他従前通り

海図　1161（魚津港）―120

誌類　十（昭和27年1月刊行）誌411. 1237番―27年72頁（削除）

出所　燈台部

●27年267頁

本州南岸　相模湾西側――伊東港　燈台燈質等変更

記事　伊東港第2防波堤燈台は昭和27年3月5日燈質を閃緑光に、光達等を下記の通り変更した。

位置　伊東港東側の防波堤外端　34° 58.2′ N.,　139° 06.6′ E.　(概位)

略記　Fl. G. ev. 2 sec. 12 m. 13 M. (U)

細目　燈質　閃緑光、毎2秒に1閃●光達　13 M ●燭光数　950 ●その他従前通り

海図　88―51―80―61

誌類　十（昭和27年1月刊行）誌411. 2312番

出所　燈台部

細目　燈質　明暗白光、毎6秒に1光（明3秒、暗3秒）●燈高　平均水面上7.2 m ●光達　10 M ●燭光数　2,800 ●構造　白塗円形ニンクリート造●その他従前通り

海図　192（阿久根錨地）―206―207―213

誌類　十誌105. 270ページ十（昭和27年1月刊行）誌411. 5218番

出所　燈台部

●27年274頁

九州西岸　男女群島――女島　無線方向探知局設置

記事　女島燈台内に「女島無線方向探知局」を設置し、昭和27年3月1日0000から業務を開始した。

位置　31° 59′ 19″ N.,　128° 21′ 07″ E.

略記　RG

呼出符号　JLZ

周波数　聴守用　A_1, A_2, 375 kc., 500 kc.

方位測定用　A_2, 375 kc.

方位通知用　A_2, 375 kc.

業務時間　A_1, A_2,（各）250 W.

注意　無休

海図上、上記位置至近に図載の燈台略記に附記の"(RCStn.)"を"(RG. RCStn.)"に改記する。

海図　1208（分図共）―187―180―1002―1072―210―1001―1005―1009

誌類　十誌105.8ページ、202ページ―十（昭和27年1月刊行）誌411. 9323番（掃入）

出所　燈台部

細目　燈質　閃紅光、毎4秒に1閃●燈高　水面上3.6 M ●光達　4.0M ●燭光数　25 ●構造　紅塗円筒形上部やぐら形鉄造

備考　上記(イ)燈浮標は航行禁止区域の東端を示す。

(2)記事　岩国沖第2号燈浮標、同第4号燈浮標および大竹岩国沖仮設導標は昭和27年2月1日各廃止した。

位置　(イ)岩国沖第2号燈浮標　姫小島の西南西方約1 M　34° 07.6′ N.,　132° 15.8′ E.　(概位)

(ロ)同第4号燈浮標　姫小島の西北西方約0.6M

(ハ)大竹岩国沖仮設導標　姫小島の北方約1.9M

略記　(イ)Fl. R. ev. 2 sec. 5½ M.　(ロ)Fl. R. ev. 3 sec. 5½ M.　(ハ)(ロ)113―142―(イ)を除く）100 B

海図　(イ)(ロ)(ハ)120―146―159―1154―1005―1006―1009

誌類　十（昭和27年1月刊行）誌411. 3589番、3591番（各掃入）、3591番、3592番、3848番（各削除）

出所　燈台部

●27年264頁

本州北西岸　能登半島東岸――守出港について

(1)記事　守出港港内の東防波堤（各灯台屋について）

位置　(イ)白燈　守出港港内第1防波堤外端から11° 310 m　37° 18.0′ N.,　137° 09.5′ E.　(概位)

(ロ)タンク　上記燈台から341° 710 m

注意　海図上、上記2位置に○符を記載し、(ロ)に「白燈」、(ロ)に「Tank（油）」を各附記する。港内北西側の燈柱は存在しない。

位置　上記(ロ)の西南西方約140 m　37° 18.2′ N.,　137° 09.2′ E.　(概位)

注意　海図上、上記位置に図載の○符を附記の「燈柱」と共に削除する。

海図　1155（守出港港）

誌類　十誌102. 129ページ

出所　水路部

●27年265頁

本州北西岸　伏木富山港東南東方――富川　燈柱設置

伏木富山港東南東方の下記位置に昭和27年1月20日「西貨鉄燈柱」を設置した。

位置　36° 44′ 48″ N.,　137° 20′ 54″ E.　(概位)

略記　Fl. G. ev. 2 sec. 12 m. 13 M. (U)

細目　燈質　閃緑光、毎2秒に1閃●光達　13 M ●燭光数　950 ●その他従前通り

海図　88―51―80―61

誌類　十（昭和27年1月刊行）誌411. 2312番

出所　燈台部

細目　燈質　明暗白光、毎6秒に1光（明3秒、暗3秒）●燈高　平均水面上7.2 m ●光達　10 M ●燭光数　2,800 ●構造　白塗円形ニンクリート造●その他従前通り

海図　192（阿久根錨地）―206―207―213

誌類　十誌105. 270ページ十（昭和27年1月刊行）誌411. 5218番

出所　燈台部

●27年274頁

九州西岸　男女群島――女島　無線方向探知局設置

記事　女島燈台内に「女島無線方向探知局」を設置し、昭和27年3月1日0000から業務を開始した。

位置　31° 59′ 19″ N.,　128° 21′ 07″ E.

略記　RG

呼出符号　JLZ

周波数　聴守用　A_1, A_2, 375 kc., 500 kc.

方位測定用　A_2, 375 kc.

方位通知用　A_2, 375 kc.

業務時間　A_1, A_2,（各）250 W.

注意　無休

海図上、上記位置至近に図載の燈台略記に附記の"(RCStn.)"を"(RG. RCStn.)"に改記する。

海図　1208（分図共）―187―180―1002―1072―210―1001―1005―1009

誌類　十誌105.8ページ、202ページ―十（昭和27年1月刊行）誌411. 9323番（掃入）

出所　燈台部

㊐27年275項
九州西岸——三池港附近　燈台位置について
記事　27年62項で告示した三池港燈台の位置および燈高は精測の結果下記の通りである。
位置　「四ツ山」南部の山頂△(56)から
218¼°　22m
32° 59.9′ N.,　130° 25.8′ E.
(概位)
略記　Occ. ev. 6 sec. 65 m. 18¼ M.
燈高　平均水面上65.0m ●その他従前通り
注意　(1)書誌105号. 224ページ25—末行ちょう附の27年62項別紙下から2行中"66m"を"65m"に改記する。
(2)(昭和27年1月刊行)書誌411号. 5243番(27年62項別紙)位置欄中、「「四ツ山」南部の山」を「「四ツ山」南部の山頂」および同燈高欄"66"を"65"に各改記する。
海図　172(分図共)—169
誌類　(注意1)誌105. 224ページ—(注意2)誌411. 5243番
出所　燈台部

㊐27年276項
九州西岸　五島列島　小値賀島南岸——笛吹港　燈台改設
記事　黒島燈台は昭和27年2月27日燈質を閃白光に、光達等を下記の通り変更の上改設した。
位置　黒島北端の第2防波堤(名称図載してない)外端
33° 10.9′ N.,　129° 03.7′ E.
(概位)
略記　Fl. ev. 3 sec. 8 m. 7 M. (U)
細目　燈質　閃白光、毎3秒に1閃●燈高　平均水面上8.0m ●光達　7M ●燭光数　100 ●明弧全度 ●構造　白塗円形コンクリート造、礎上高5.7m ●無看守
注意　書誌105号. 171ページ16—20行ちょう附の25年508項別紙7行中「円形コンクリート造」を「白塗円形コンクリート造」および末行中"4.6m"を"8m"に各改記する。
海図　1212—213
誌類　(注意)誌105. 171ページ—†(昭和27年1月刊行)誌411. 5605番
出所　燈台部

㊐27年277項
Singapore Strait 東口——North channel 浮標設置
記事　Horsburgh の北西方約4.6Mにレーダー反射器附浮標が設置された。
位置　Horsburgh 燈台から322¾°　8,620m
1° 23.5′ N.,　104° 21.5′ E.
(概位)
様式　黄塗菱形頭標附黒塗円台形
注意　海図上、上記浮標に"Radar Refl."を附記する。
海図　630—624—623
誌類　誌17. 276ページ
出所　米告示1951年6850項

㊐27年278項
Philippine Islands Iloilo Strait 東口——Siete Pecados 南南東方　浅所存在
記事　Siete Pecados 南南東方の下記2位置に浅所が存在する。
位置　(イ)Siete Pecados 燈台から149° 1,170m
10° 45.5′ N.,　122° 40.9′ E.(概位)
(ロ)上記燈台から162¾°　1,650m
水深　(イ)6.1m
(ロ)5.5m
注意　海図上、上記(イ)位置に水深"6$_1$"を記載し、至近に図載の水深"7$_6$"を削除し、(ロ)位置に水深"5$_5$"を記載し、至近に図載の水深"5$_7$"を削除する。
海図　660—(イ) 1611
誌類　誌15B. 75ページ
出所　米告示1951年7034項

●27年279項
Philippine Islands Iloilo Strait 東口——Dumangas Pt. 附近　浮標設置および移設
(1)記事　Dumangas Pt. 東方約2.4MにNo. 4浮標が設置された。
位置　Siete Pecados 燈台から84° 10,470m
10° 46.6′ N.,　122° 46.3′ E.
(概位)
様式　紅塗円錐形
(2)記事　No. 1浮標は図載位置の西方約370mおよびNo. 6浮標は図載位置の北東方約180mに各移設された。
位置　(イ)No. 1浮標　上記燈台から98½°　8,560m
(ロ)No. 6浮標　上記燈台から126½°　6,260m
海図　660—1611
誌類　15B. 75ページ
出所　米告示1957年7294項

●27年280項
Philippine Islands —— Cebu Harbour, NE. channel　立標復旧
記事　Bantalinao Point の西南西方約1.2Mの No. 3立標は倒壊中のところ復旧した。
位置　Bantalinao 燈台から242½°　2,150m
10° 19.7′ N.,　123° 58.1′ E.
(概位)
注意　海図上、上記立標に附記の「(破損)(1949年)」を削除する。
海図　665—1670
出所　米告示1952年72項

㊐27年281項
Philippine Islands Luzon 西岸——Manila Harbour 水中障害物存在
記事　Manila North Harbour 西方の下記位置に水中障害物が存在する。
位置　Manila 港西防波堤燈台(閃緑光)から319°　6,290m
14° 37.0′ N.,　120° 55.0′ E.
(概位)
注意　海図上、上記位置に危険界線をめぐらし、「障害物(1951年)」を附記する。
海図　648—647
誌類　誌15A. 104ページ
出所　米告示1952年296項

●27年282項
図誌訂正
(1)海図1109号—1110号—113号—1105号—142号
内海広島湾の江田島西岸の長浜(34° 15.6′ N.,　132° 26.8′ E. 概位)から北方大須瀬戸を経て江田島東岸に沿い呉港に至る水底電線(1條)、同長浜から北西方厳島北部の小名切(34° 18.2′ N.,　132° 19.7′ E. 概位)を経て西南西方約1Mに至る水底電線(1條)および同長浜から西方那沙美瀬戸を経て南西方岩国港船だまり(34° 08.3′ N.,　132° 14.6′ E. 概位)に至る水底電線(1條)を附記の記事と共に各削除する。(海図142号による)(電気通信省)
(2)海図1228号
九州北岸倉良瀬戸「地ノ島」南頂・から236°　4,000m(33° 52.8′ N.,　130° 28.0′ E. 概位)に記載の「黒塗円筒形燈浮標」を「紅塗円筒形燈浮標」に、附記の塗色"B."を"R."に各改記する。(水路部)
(3)海図3161号
ペルシャ海湾 Hormuz Strait 西方 Jezirat Qais (Kais I.)燈台(26° 30.2′ N.,　53° 58.5′ E. 概位)の略記中、"98 ft."とあるものは"89 ft."に改記する。(水路部)
(4)書誌103号
(イ)327ページ4—10行ちょう附の27年134項別紙を別紙(1枚)により改記する。
(ロ)301ページ初行—4行ちょう附の27年230項別紙を別紙(1枚)により改記する。(水路部)
(5)(昭和27年1月刊行)書誌411号
(イ)1006番(見島燈台)(26年878項別紙)の記事欄を削除する。(燈台部)
(ロ)1230番(伏木航路第1号燈浮標)の構造欄中「紅」を「黒」に改記する。
(ハ)2044番(四子ノ埼燈台)の位置欄中「北北西方」を「北北東方」に改記する。
(ニ)2067番(塩釜港第3号燈浮標)(27年31項別紙)の燈質欄中「毎5秒」を「毎4秒」に改記する。
(ホ)2218番(東京燈船)の記事欄に「東京都所管」を追記する。
(ヘ)2450番(江川港防波堤東燈柱)の記事欄に「三重県二見町立」を附記する。
(ト)5608番(平島燈台)の燈質欄中「群閃白光」を「群閃紅光」に改記する。
(チ)索引1ページ左欄下から4行「浮標……8209」を削除する。(水路部)

㊐27年283項
(1)海図新刊

番号	図名	尺度	刊行年月	図積	定価(円)	摘要	目録記入ページ
※134	姫路港飾磨及広畑	1：10,000	昭27—2	½	90	昭和25年日本海上保安庁水路部の測量による。	1ページ 3欄 25ページ 2欄
※1168	二見港	1：10,000	昭27—2	½	90	昭和25年日本海上保安庁水路部の測量による。	3ページ 4欄 21ページ 3欄

注意—上記新刊海図134号に関する一時関係告示は26年22項である。
(2)分図削除

海図番号	図名	刊行年月	削除する分図名	記事	目録関係入ページ
111	播磨灘諸分図	昭22—6	飾磨港及附近	昭和27年2月海図134号が刊行されたので削除する。	25ページ 1欄
167	真野湾及附近	昭5—12	二見錨地	昭和27年2月海図1168号が刊行されたので削除する。	21ページ 2欄

㊐項　外
(119)北海道南岸　浜中湾口南側——湯沸岬　燈台消燈
湯沸岬燈台(43° 04.4′ N.,　145° 10.5′ E. 概位)は昭和27年3月9日消燈した。(海図25号および(昭和27年1月刊行)書誌411号. 0106番各参照)(燈台部)
(120)事項消滅
(121)内海　伊予灘西浜——王子ノ鼻北方　燈台燈質変更
国東燈台(33° 33.8′ N.,　131° 44.5′ E. 概位)は昭和27年3月9日燈質を不動白光に一時変更した。(海図1101号および(昭和27年1月刊行)書誌411号. 3724番各参照)(燈台部)
(122)内海　徳山下松港——第3区掘下げ作業施行
仙島水道の北東部(34° 02.8′ N.,　131° 46.0′ E. 概位)において下記期間中掘下げ作業を施行している、附近航泊の船舶は作業を妨害しないよう注意を要する。
期間　昭和27年3月11日—同年5月31日
標識　作業船は作業中紅旗を掲揚する。
(海図1106号参照)(第7管区海上保安本部)
(123)関門港——若松区　燈浮標一時撤去
若松第6号燈浮標(33° 55.6′ N.,　130° 49.5′ E. 概位)は昭和27年3月10日一時撤去した。(海図171号および(昭和27年1月刊行)書誌411号. 3945番各参照)(燈台部)
(124)航行上注意を要する浮流物

発見月日時刻	発見地点	参照海図	届所
(イ) 漂流物			
3月10日0650 浮標	東京海湾観音埼燈台の南方約0.8M 35° 11.5′ N., 139° 46.0′ E.	1062	第3管区海上保安本部
3月13日0020 氷塊多数	北海道南岸釧路港の南西方約12M 42° 50′ N., 144° 35′ E.	34	巡視船だいとう報
3月14日0850 氷塊多数	北海道東岸納沙布埼の南西方約7M 43° 18.0′ N., 145° 45.5′ E.	34	巡視船だいとう報
(ロ) 機雷らしいもの			
3月13日0900	本州北西岸川尻岬の北方約13M. 34° 39′ N., 131° 00′ E.	136	仙崎警備救難署
(ハ) 浮流機雷			
3月5日(処分済)	本州北西岸隠岐列島西郷港の北北東方約8M 36° 18.7′ N.,　133° 25.1′ E.	124	航路啓開本部
3月12日0900(処分済)	本州北西岸「出雲ヨノ御碕」燈台の北北東方約5.5M 35° 30.9′ N.,　132° 40.6′ E.	133	第8管区海上保安本部
3月13日1100(処分済)	本州北西岸橋立港の北西方約11M 36° 30′ N.,　136° 06′ E.	159	航路啓開本部

㊎近刊予告
特種書誌新刊
457号　気象通報諸規程集分冊その2外国編

◉郵政省告示第七十七号
郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)第十三條第四項の規定に基き、昭和二十七年四月十一日から次の郵便局を設置し、これを特定郵便局長を長とする郵便局とする。但し、郵便物集配事務を取り扱わない。
昭和二十七年三月二十二日
郵政大臣　佐藤栄作

名称	位置
局仙台東二番丁郵便	(仙台局管内)仙台市東二番丁

◉電気通信省告示第七十八号
昭和二十七年四月十一日から、次の郵便局に電報受付事務を開始した。
昭和二十七年三月二十二日
電気通信大臣　佐藤栄作

名称	位置
郵便局	十札幌市南二十一條西十二丁目

◉電気通信省告示第七十九号
昭和二十七年四月十一日限り、次の郵便局における電話通話事務及び電報受付事務を廃止した。但し、その事務は、下記の地方電気通信監督局が承継した。
昭和二十七年三月二十二日
電気通信大臣　佐藤栄作

名称	位置	承継局
札幌郵便局内郵政監察官	札幌市南一條西十二丁目	札幌地方電気通信監督局

◉建設省告示第二百三十八号
建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百十條第二項第七号の規定に基き、戸の面が日本工業規格「建築用防火戸の構造及び試験方法」(TISA一三〇三)に規定する外開用一級(D01)又は外開用二級(D02)の防火戸に該当する同條同項第一号、第二号、第四号又は第五号に該当する構造の乙種防火戸と、戸の屋外面のみが右の外開用一級(D01)又は外開用二級(D02)の防火戸に該当する防火戸は同條同項第三号又は第六号に該当する構造の乙種防火戸とそれぞれ同等以上の防火性能を有するものとして指定する。
昭和二十七年三月二十二日
建設大臣　飯田吉二郎

昭27.3.22.
第7560号
p. 370

昭27.3.22. 第7560号

訓令

◉法務府訓令第一号

刑務所
少年刑務所
拘置所

監獄官吏服制（昭和二十二年勅令第九十八号）の廃止に伴い、刑務官服制を別表のとおり定める。

昭和二十七年三月二十二日 法務総裁 木村篤太郎

附則

1 この訓令は、昭和二十七年三月二十日から施行する。

2 左に掲げる訓令は、廃止する。

大正十二年司法省訓令第十一号（ヘルメット帽ノ製式等ノ件）

昭和五年司法省訓令第五号（刑務所職員ノ防水外套製式）

監獄官吏服制中地質及び附属品材料臨時特例（昭和二十二年司法省訓令第二号）

昭和二十三年法務庁訓令第一号（女子監獄官吏の服制）

別表

刑務官服制

区分	項目		内容
上衣	地質		濃紺のサージ又はラシャ
上衣	製式	男	開きん二重前式 ボタンは、各三個を二行につける。ボタンの製式は、矯正監、矯正長、矯正副長、看守長、副看守長、看守部長及び看守（以下「保安系統の職員」という。）の場合には、桜花の中に日章を配した金色金属製とし、その他の職員の場合には、黒色の貝ボタンとする。ポケットは、左上部に一個、左右下部に各一個とし、下部のポケットには、ふたをつける。形状図のとおり。
上衣	製式	女	背広型折えり式 胸部にボタン三個を一行につける。ボタンの製式及びポケットは、男に同じ。形状図のとおり。
上衣	肩章		地質と同じ生地を用い、外側の端を肩の縫目に縫い込み、えり側に桜花を打ち出した金色金属製ボタン一個で留め、外側の端に近い部位に、桜花の中に日章を配した金属製金色の標識一個をつける。但し、看守部長及び看守は、金色の標識に代えて銀色の標識をつける。保安系統の職員以外の職員は、肩章をつけない。形状、寸法及び縫いつけ箇所図のとおり。
上衣	えり章		銀色日章の中に白色桐葉を配した金属製き章を左右両えりにつける。形状、寸法及び附着箇所図のとおり。
上衣	胸章		黒色のラシャ台地の両縁に銀色モールを施し、中央に平織金線及び金色金属製桜花章をつける。保安系統の職員以外の職員は、胸章をつけない。形状、寸法及び縫いつけ箇所図のとおり。
上衣	そで章		保安系統の職員は、じや腹組金線及び黒色しま織線をつける。但し、看守部長は、じや腹組金線に代えて同銀線を、看守は、黒色しま織線のみをつける。保安系統の職員以外の職員は、金色モール製桜花章及びしま織線をつける。形状及び寸法図のとおり。
ズボン	地質		上衣に同じ。
ズボン	製式		長ズボンとし、右前側及び右側後方にポケット各一個をつける。形状及び寸法図のとおり。
盛夏上衣	地質		薄銀茶色の麻又はも綿
盛夏上衣	製式		開きんとし、地質と類似色の貝ボタン四個を一行につける。ポケットは、左右各一個とし、ふたをつけ、ボタン各一個をつける。そでは、長そでカフスつきとし、ボタン留とする。形状図のとおり。
盛夏上衣	肩章		上衣に同じ。但し、ボタンは、地質と類似色の貝ボタンとし、標識は、つけない。
盛夏上衣	えり章		上衣に同じ。
盛夏上衣	胸章		上衣に同じ。
盛夏ズボン	製式		長ズボンとし、左右に各一個、右側後方にポケット一個をつける。形状図のとおり。
特別ズボン	地質		上衣又は盛夏上衣に同じ。
特別ズボン	製式		長ズボンとし、すそ口を裂き、これに地質と同色のボタン各四個をつけ、右前側及び右側後方にポケット各一個をつける。形状図のとおり。
帽	地質		濃紺のラシャ
帽	製式	男	円形とし、黒皮製前ひさし及び黒皮製あごひもをつける。あごひもの両端は、帽の両側において、円形内に桜花章をつけた金色ボタン各一個で留める。保安系統の職員は、周囲に黒色しま織縁の中央にじや腹組金線をつける。但し、副看守長、看守部長及び看守は、じや腹組金線をつけない。保安系統の職員以外の職員は、周囲に黒色しま織縁のみをまとい、じや腹組金線はつけない。形状及び寸法図のとおり。
帽	製式	女	ふなぞこ型 形状図のとおり。
帽	き章	男	黒ビロードの台に銀色金属製日章をつけ、台の周囲は、金色なわ線二條でまとい、その周囲をモール製金色桜（つぼみは、銀色とする。）で囲む。形状及び寸法図のとおり。
帽	き章	女	銀色モール製日章とする。形状及び寸法図のとおり。
盛夏帽	製式	男	薄銀茶色ヘルメット型とし、あごひもをつける。上頂部の下部に通風孔六個を設ける。あごひもは、茶かつ色革製とし、その両端を帽の両内側において留める。形状図のとおり。
盛夏帽	製式	女	薄銀茶色登山帽型とし、特に前つばを広くする。周囲に地質と同色幅三センチメートルのテープをまとう。形状図のとおり。
盛夏帽	き章		帽のき章に同じ。
甲種外とう	地質		濃紺のラシャ
甲種外とう	製式	男	開きん二重前式、頭きん及びバンドつきとする。胸部に金色ボタン四個を二行につける。長さは、くつのかがとの上際から三十五センチメートルまでとし、えり部に頭きん留の黒色ボタン五個をつけ、頭きんに覆面留一個及び黒色ボタン三個をつける。後面は、すそを裂き、黒色ボタン二個をつける。前面の上部左にポケット一個をつけ、腹部左右に裂目をつけ、その中に内ポケット各一個をつける。形状図のとおり。
甲種外とう	製式	女	背広型折えり式、頭きん及びバンドつきとする。胸部に黒色ボタン三個を一行につける。ポケットは、左右下部に各一個とし、ふたをつける。長さは、くつのかがとの上際から三十五センチメートルまでとし、えり部に頭きん留の黒色ボタン五個をつけ、頭きんに覆面留一個及び黒色ボタン三個をつける。形状図のとおり。
甲種外とう	肩章	男	上衣に同じ。
甲種外とう	肩章	女	つけない。
甲種外とう	えり章		上衣に同じ。
甲種外とう	そで章		上衣に同じ。
乙種外とう	地質		黒防水布
乙種外とう	製式		開きん式、頭きん及びバンドつきとする。胸部に黒色のかえしボタン四個を一行につける。長さは、くつのかがとの上際から三十五センチメートルまでとし、えり部に頭きん留の黒色ボタン三個をつけ、頭きんに覆面留一個及び黒色ボタン三個をつける。後面は、すそを裂き、黒色ボタン二個をつける。腹部左右に裂目をつけ、その中に内ポケット各一個をつける。形状図のとおり。

備考

1 勤務の性質により必要があるときは、別に定めるところにより、制服を着用しないことができる。

2 土地の状況又は勤務の性質により必要があるときは、別に定める製式による特殊の帽、汚損予防衣、白衣、防寒具、防火具、防水具、護身具、きやはん、ゲートル又は盛夏用タイト式スカートを着用することができる。

3 勤務の性質により必要があるときは、別に定める製式によるひじ章その他のき章をつけることができる。

4 この服制中地質及び附属材料については、物資の調達上やむを得ないときは、別に定める臨時特例によるものとする。

5 保安系統の職員は、別に定める製式による拳銃帯及び警棒を携帯するものとする。但し、勤務の性質によりその必要がない場合には、携帯しないことができる。

6 警備上特別の必要があるときは、当分の間、従前の規定による刀又は短刀を帯用することができる。

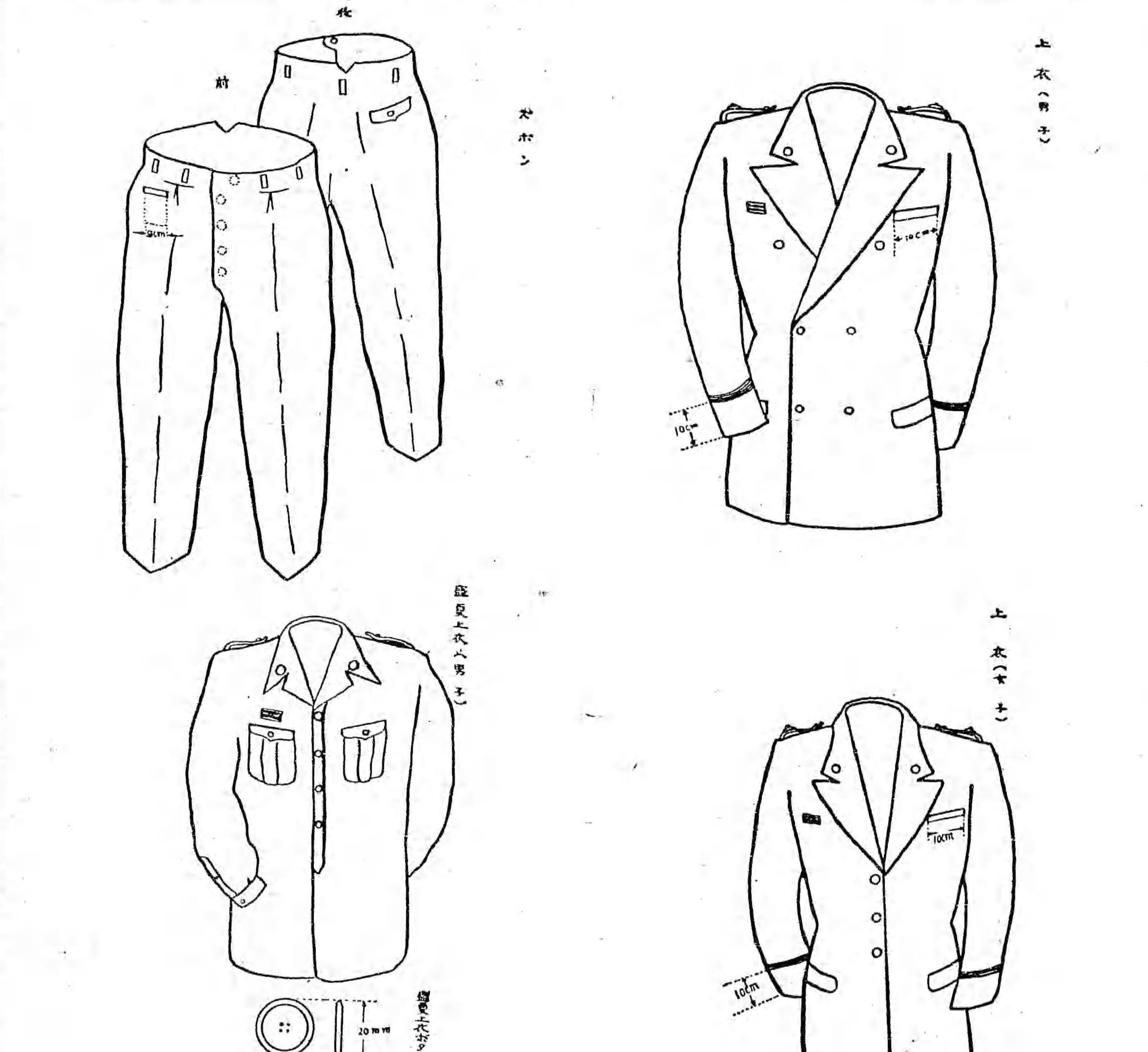

昭27.3.22. 第7560号

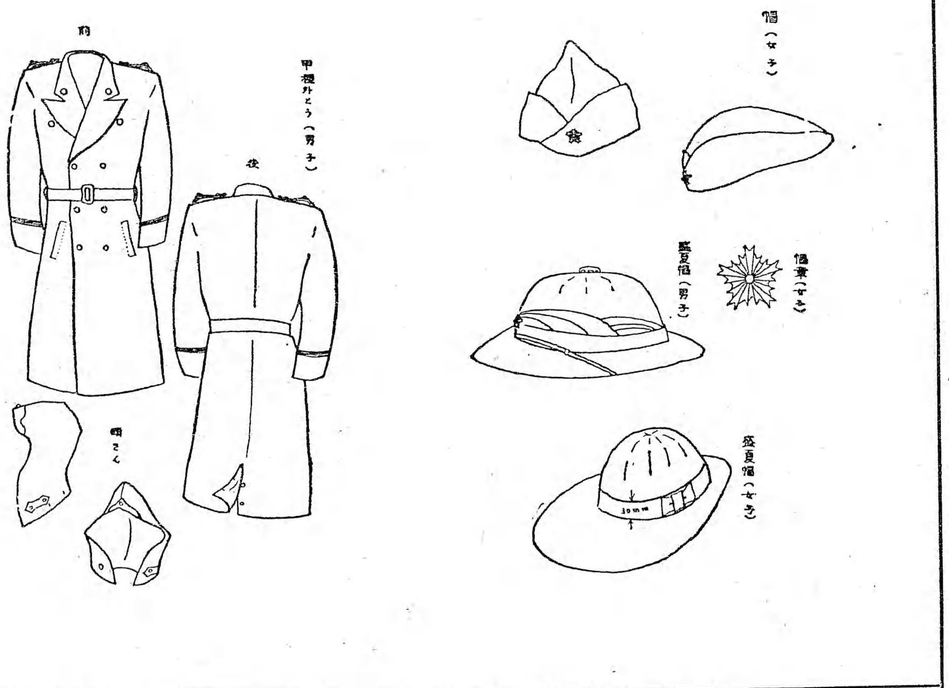

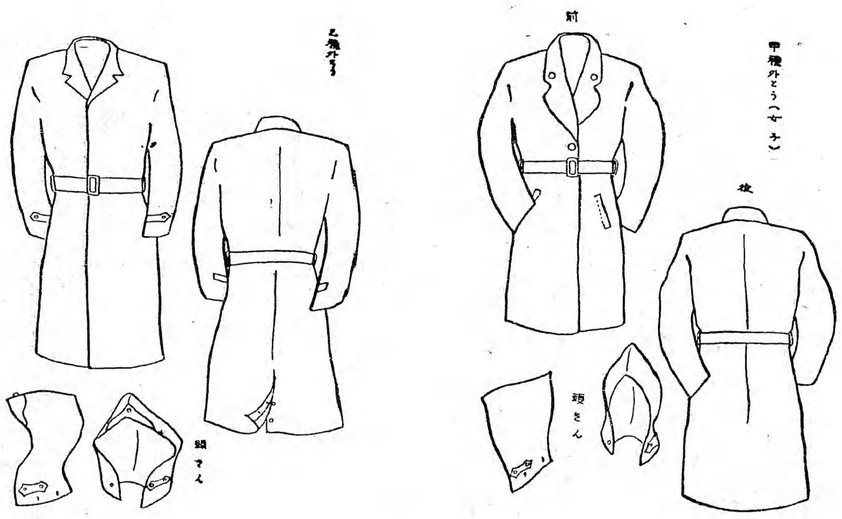

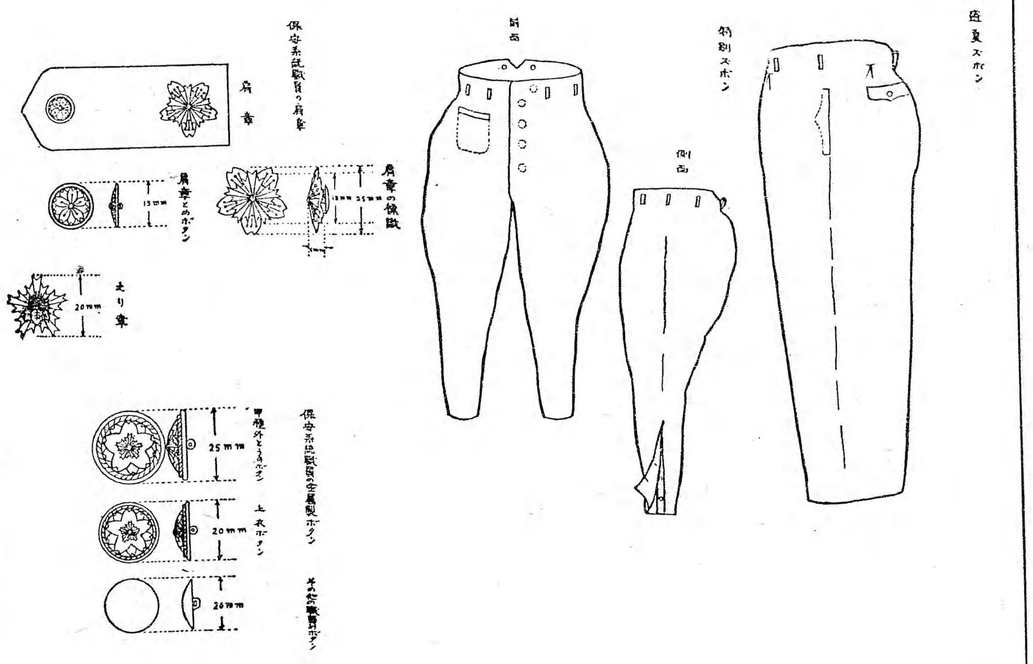

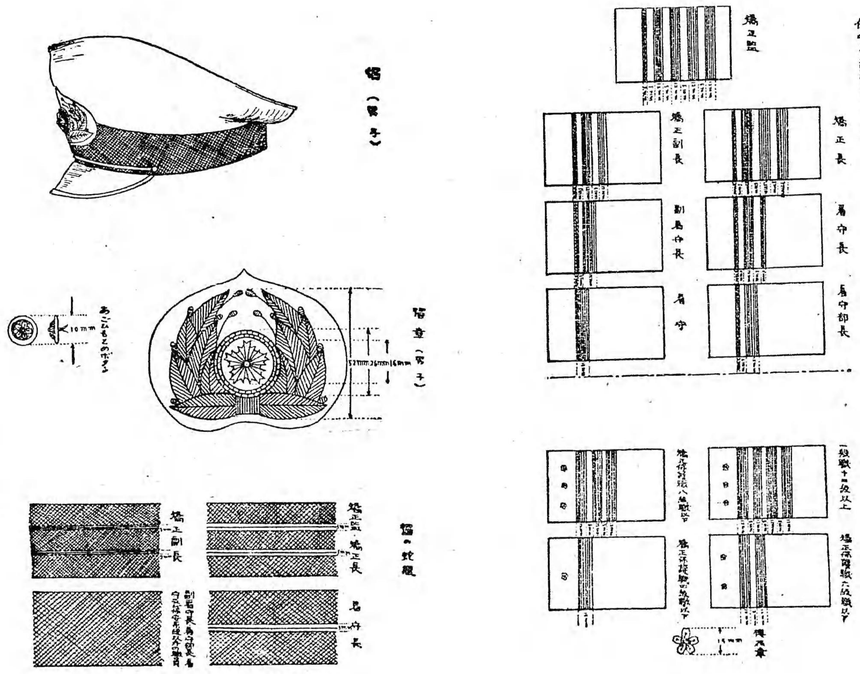

昭27. 3. 22. 第7560号

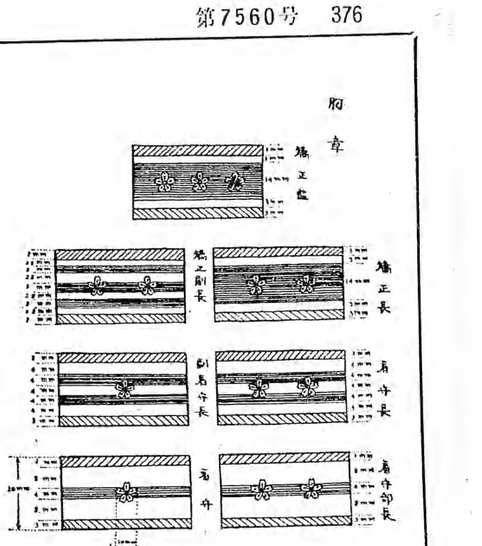

◎経済安定本部訓令第一号

各　庁

指定配給物資配給手続規程（昭和二十二年内閣訓令第三号）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年三月二十二日

経済安定本部総裁　吉田　茂

別表品名中「砂糖」、「酒類」、「漁業用資材」及び「医薬品その他の衛生用物資」を削る。

附　則

1　この訓令は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2　砂糖については、主務官庁は、この訓令施行前に政府が旧訓令別表「砂糖」の欄の備考に掲げる用途に充てるため売り渡したものであつて登録販売業者がこの訓令施行の際所有しているもの及びこれらの者が昭和二十七年四月十日までに所有するに至るものの譲渡に関しては、同日までを限り砂糖需給調整規則の効力の延長の措置を講ずることができる。

正誤

昭和二十七年二月二十八日公布法務府令第十二号（法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部改正）中第二條八行「針ヶ層根」は「針ヶ曾根」の誤り。法務府官報報告主任

国会事項

○衆　議　院

◎法律公布奏上及通知　三月十九日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く全国選挙管理委員会関係諸命令の廃止に関する法律

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く警察関係命令の措置に関する法律

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律

◎政府委員承認　三月十九日林議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

大蔵大臣官房会計課長　木村　秀弘

◎倏約提出　三月十九日内閣から提出した條約は次の通りである。

千九百二十七年九月二十六日にジュネーヴで署名された外国仲裁判断の執行に関する條約の締結について承認を求めるの件

◎議案提出　三月十九日議員から提出した議案は次の通りである。

公益事業令の一部を改正する法律案（神田博外二十七名提出）

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案（坂本実外二十三名提出）

松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律の一部を改正する法律案（千賀康治外二十三名提出）

又同日内閣から提出した議案は次の通りである。

経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案

外国人登録法案

◎議案通知書受領　三月十九日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案

又同日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く全国選挙管理委員会関係諸命令の廃止に関する法律案

◎議案受領（予備審査）　三月十八日内閣から左の議案が送付された。

国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律案

船舶運営会の船員の退職手当に関する法律案

農地法施行法案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律案

◎議案付託　三月十八日議長は、左の内閣提出案を委員会に付託した。

児童福祉法の一部を改正する法律案（閣法第八二号）

厚生委員会に付託

又同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

農林漁業資金融通法の一部を改正する法律案（閣法第五一号）

農業改良助長法の一部を改正する法律案（閣法第五七号）

農林委員会に付託

私立学校振興会法案（閣法第四九号）

文部委員会に付託

塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律案（閣法第四〇号）

農林漁業資金融通特別会計法の一部を改正する法律案（閣法第四四号）

日本専売公社法の一部を改正する法律案（閣法第五五号）

大蔵委員会に付託

◎議案付託（予備審査）　三月十八日議長は、左の内閣送付案を委員会に付託した。

国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律案（閣法第八一号）

経済安定委員会に付託

船舶運営会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律を廃止する法律案（閣法第八三号）

運輸委員会に付託

◎政府委員承認　三月十九日林議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

大蔵大臣官房会計課長　木村　秀弘

◎倏約提出　三月十九日内閣から提出した條約は次の通りである。

千九百二十七年九月二十六日にジュネーヴで署名された外国仲裁判断の執行に関する條約の締結について承認を求めるの件

◎議案提出　三月十九日議員から提出した議案は次の通りである。

公益事業令の一部を改正する法律案（神田博外二十七名提出）

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案（坂本実外二十三名提出）

松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律の一部を改正する法律案（千賀康治外二十三名提出）

又同日内閣から提出した議案は次の通りである。

経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案

外国人登録法案

◎議案通知書受領　三月十九日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

昭和二十六年十月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案

又同日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く全国選挙管理委員会関係諸命令の廃止に関する法律案

◎議案受領（予備審査）　三月十八日内閣から左の議案が送付された。

国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律案

船舶運営会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律を廃止する法律案

農地法案

農地法施行法案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律案

◎議案付託　三月十八日議長は、左の内閣提出案を委員会に付託した。

児童福祉法の一部を改正する法律案（閣法第八二号）

厚生委員会に付託

又同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

農林漁業資金融通法の一部を改正する法律案（閣法第五一号）

農業改良助長法の一部を改正する法律案（閣法第五七号）

農林委員会に付託

私立学校振興会法案（閣法第四九号）

文部委員会に付託

塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律案（閣法第四〇号）

農林漁業資金融通特別会計法の一部を改正する法律案（閣法第四四号）

日本専売公社法の一部を改正する法律案（閣法第五五号）

大蔵委員会に付託

◎議案付託（予備審査）　三月十八日議長は、左の内閣送付案を委員会に付託した。

国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律案（閣法第八一号）

経済安定委員会に付託

船舶運営会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律を廃止する法律案（閣法第八三号）

運輸委員会に付託

農地法案（閣法第八四号）

農地法施行法案（閣法第八五号）

農林委員会に付託

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律案（閣法第八六号）

大蔵委員会に付託

◎請願書及び陳情書送付　三月十九日

議院において採択することを議決した韓国人らい患者の強制退去に関する請願外二十一件の請願および、捕船船および乗組員返還に関する陳情外十二件の陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。

◎報告書提出　三月十五日委員長から左の報告書を提出した。

建設委員会請願審査報告書第二号同

特別報告第二号

建設委員会陳情審査報告書第二号同

特別報告第二号

又同十八日委員長から左の報告書を提出した。

農林委員会請願審査報告書第一号同

特別報告第一号

農林委員会陳情審査報告書第一号同

特別報告第一号

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く全国選挙管理委員会関係諸命令の廃止に関する法律案可決報告書

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く警察関係命令の措置に関する法律案可決報告書

叙任及び辞令

○内　閣

◎辞令

国立国会図書館司書　岡田　温

アメリカ合衆国へ出張を命ずる

国立国会図書館参事　中根　秀雄

受入整理部長岡田温アメリカ合衆国へ出張中受入整理部長事務代理を命ずる

（以上三月十七日）

○国立国会図書館

◎辞令

国立国会図書館司書　岡田　温

アメリカ合衆国へ出張を命ずる

国立国会図書館参事　中根　秀雄

受入整理部長岡田温アメリカ合衆国へ出張中受入整理部長事務代理を命ずる

（以上三月十七日）

○内　閣

◎昭和二十七年三月十九日

正七位に叙する　西野喜太郎

勲八等　西野喜太郎

勲七等に叙し瑞宝章を授ける

◎昭和二十七年二月十八日

（各通）　辻　清

勲八等に叙し瑞宝章を授ける

◎昭和二十七年二月十九日

勲二等　烏潟　隆三

勲二等に叙し旭日重光章を授ける

◎昭和二十七年二月二十三日

勲八等　市川　照光

勲八等に叙し瑞宝章を授ける

◎昭和二十七年二月二十四日

勲八等に叙し瑞宝章を授ける

中戸川定男

○文　部　省

◎昭和二十七年二月四日

統計委員会常任委員　美濃部亮吉

国家消防庁管理局長　滝野　好暁

入国管理庁審判調査部長　鈴木　政勝

第十三回国会政府委員を命ずる（三月十九日）

◎昭和二十七年二月四日

文部教官に任命する　高宮　晋

◎昭和二十七年二月二十日

文部教官に任命する　中原　稔生

◎昭和二十七年三月一日

（各通）　池田　哲郎

鳥津　春男

文部教官に任命する

◎昭和二十七年三月十六日

文部教官に任命する　鴨打　正一

文部教官に任命する　卜部美代志

東京大学講師に補する　厚生技官　関　清

新潟大学助教授に補する　同　杵淵　博

新潟大学講師に補する　同　中野　延輔

滋賀大学講師に補する　富畑己年生

大阪大学医学部附属看護学校長に補する　清水源一郎

大阪大学医学部附属看護学校長に補する　同　宇山　安夫

大阪大学医学部附属看護学校長を免ずる　同　池田　哲郎

福島大学教授に補する　同　岩田　清二

岡山大学理学部附属臨海実験所長に補する（以上二月一日）　同　高宮　晋

一橋大学東京商科大学教授に補する（二月四日）　同　伊藤　万造

願により本官を免ずる（二月十五日）　同　中原　稔生

北海道大学講師に補する（二月二十日）　同　滝　長次

（各通）　同　澄田　義道

願により本官を免ずる（二月二十九日）　同　池田　哲郎

厚生技官に任命する　同　島津　春男

◎昭和二十七年三月一日

（各通）　久保　融

渡辺　震

厚生技官に任命する

◎昭和二十七年三月十六日

九級三号俸を給する　同　融

国立療養所刀根山病院勤務を命ずる（以上三月一日）　同　震

十級三号俸を給する　厚生技官　関　清

国立名寄療養所医務課長事務取扱を命ずる（三月三日）　同　小野　英夫

○通商産業省

◎昭和二十七年三月十六日

鉱務監督官　藤田　清

通商産業技官に任命する

通商産業事務官　横田　六男

願により本官を免ずる（一月二十八日）　同　北川　安重

願により本官を免ずる（二月十日）　同　長村　貞一

南米における海外見本市に参加、および日本政府在外事務所との事務連絡のためアメリカ合衆国、ブラジル国、ウルグアイ国、アルゼンチン国、チリー国、ペルー国およびメキシコ国の七ヶ国へ出張を命ずる

（各通）　同　平田　哲夫

願により本官を免ずる（以上二月十五日）　通商産業技官　秋山　八郎

通商産業事務官　坂下　登

願により本官を免ずる　小野貞之助

東京通商産業局勤務を命ずる（以上二月二十五日）

同　蒲地　久雄

同　花山　実一

（各通）　前田　清

同　通商産業技官　末永　信雄

願により本官を免ずる（二月二十九日）　通商産業事務官　小山　雄二

大阪通商産業局長村貞二海外出張不在中同局長事務代理を命ずる　浅井　一郎

願により本官を免ずる（以上三月一日）　伊藤　清人

同

願により本官を免ずる（三月三日）

通商産業技官 藤田 清
福岡通商産業局勤務を命ずる（三月十六日）

○電気通信省

電気通信事務官 清水八百吉
施設局建設部管理課長心得兼務を命ずる

電気通信技官 池永 英夫
施設局資材部工材調理課長心得兼務を命ずる（以上三月十二日）

電気通信事務官 木内 信
土浦電気通信管理所長事務代理を命ずる（三月二十二日）

同 清水八百吉
施設局建設部管理課長心得兼務を免ずる

電気通信技官 池永 英夫
施設局資材部工材調理課長心得兼務を免ずる（以上三月二十六日）

電気通信事務官 新居 作郎
中国電気通信局長心得兼務を命ずる（三月二日）

電気通信技官 太田 久広
富山電気通信部長を命ずる

電気通信事務官 森田 富雄
石川電気通信部長を命ずる（以上人事院規則八―一二による任用）

電気通信技官 田知花政雄
北陸電気通信局施設部長を命ずる

電気通信事務官 楢 義蓮
金沢電気通信管理所長を命ずる

電気通信技官 野村 次助
武生電気通信管理所長を命ずる

電気通信事務官 大谷 三吉
北陸電気通信局運用部長を命ずる（以上三月十五日）

官庁事項

○郵政省

◉郵便振替貯金加入者除名 次の郵便振替貯金の加入者は、郵便振替貯金法第五十六条第一項の規定によつて、昭和二十七年三月十四日限り、加入承認を取り消された。

口座番号 東京四三〇一五番
加入者住所 東京都港区西芝浦三の一
同 氏名 上田半治郎（別名ローマ字新聞社）

口座番号 東京一一三六七〇番
加入者住所 東京都江戸川区小岩町六の七四一
同 氏名 中央手芸教材有限会社 代表者 高橋 徹

口座番号 東京九五五〇番
加入者住所 東京都大田区雪ヶ谷町七七四
同 氏名 永戸秀助（別名 山水社）

人事院公告

○第8回警察官採用試験公告

昭和27年3月22日 人事院事務総局（東京都千代田区霞が関1―2人事院ビル内）

この試験は、昭和27年7月以降第1項の都道府県で勤務する警察官・警察吏員を採用するために、人事院が国家地方警察本部を特別の試験機関として指定して行う採用試験です。この試験の合格者は人事院で作成する巡査採用候補者名簿に記載され、国家地方警察各都府県道方面本部からの請求に応じて成績順に推薦され、その中から採用されることになります。

自治体警察の警察吏員も警視庁・大阪市警視庁ならびに神戸市・尼崎市・姫路市・福岡市・八幡市および岐阜市の各警察局の警察吏員以外は、この試験により最初は巡査見習生として国家地方警察都道府県警察学校に配属され、教養を受けたのち自治体警察に採用される例になつていますから、自治体警察の警察吏員を志望する者も前記の警察吏員を志望する場合のほかは、すべてこの試験を受けなければなりません。

1 採用都道府県および採用予定人員
北海道（函館方面・札幌方面・旭川方面・釧路方面・北見方面）150名、秋田県32名、山形県20名、茨城県20名、埼玉県60名、東京都65名、神奈川県130名、山梨県20名、長野県35名、愛知県180名、滋賀県20名、京都府70名、大阪府100名、兵庫県70名、和歌山県40名、鳥取県15名、島根県30名、岡山県30名、広島県30名、山口県55名、愛媛県60名、福岡県30名、長崎県70名、大分県30名
ただし、この採用予定人員は欠員の状況によつて変更されることがあります。

2 職務内容
国民の生命・身体・財産の保護、犯罪の予防・捜査、被疑者の逮捕および公安の維持等の警察の任務に従事します。この試験で警察官に採用され、教養を受けてから自治体警察の警察吏員になる者もありますが、その職務内容は国家地方警察の警察官と変りありません。（以下国家地方警察を国警と呼び、国警の警察官および自治体警察の警察吏員を単に警察官と呼びます。）

3 受験資格
(1)年令・性別 大正11年7月1日から昭和7年12月31日まで（新制高等学校卒業者は昭和9年6月30日まで）に生れた男子であること。
(2)学歴 学歴は問いませんが、新制高等学校または旧制甲種中学校卒業者と同等以上の学力を有する者であること。
(3)次の各号のうち一つに該当する者は受験することができません。
(ア)日本の国籍を有しない者
(イ)禁治産者および準禁治産者
(ウ)禁こ以上の刑（軍事裁判による相当刑を含む。）に処せられた者
(エ)国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
(オ)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
(カ)「公職に関する就職禁止・退職等に関する勅令」（昭和22年勅令第1号）の規定により覚書該当者としての指定を受けている者、または「団体等規正令」（昭和24年政令第64号）の規定により覚書該当者とみなされる者

4 試験の日時・内容および発表
試験の日時・内容および発表
試験は第1次試験・第2次試験および身上調査とし、第2次試験は第1次試験の合格者に対して行います。
(1)第1次試験
(ア)日時・場所 各試験地ごとに昭和27年4月23日・25日・27日のうち1日をその試験地の試験日とします。試験は午前8時30分から始め1日で終ります。日時・場所は申込の際お知らせします。
(イ)内容
(i)筆記試験 警察官として必要な知能および常識について試験します。
(ii)身体・体力検査 職務遂行上必要な体力・体質を有するかどうかを検査します。なお、検査には次のような基準があります。
(a)身長がおおむね1.60m（約5尺2寸8分）以上であること
(b)両眼とも裸眼視力がおおむね0.6（きよう正視力が1.0以上のものは裸眼視力が0.1）以上で弁色力の完全なこと
(c)身体に奇型その他著しい異状のないこと
(ウ)結果発表 昭和27年5月下旬に下記の場所に掲示するほか、合格者には通知します。不合格者には通知しません。
(i)各人が受験した試験地を管轄する国警各都府県道方面本部
(ii)人事院各地方事務所（備考欄に掲げるそれぞれの管轄都道府県のみ）
(2)第2次試験
(ア)日時・場所 昭和27年5月下旬に行います。その日時・場所は本人に通知するとともに第1次試験の結果と同時に発表します。
(イ)内容
(i)筆記試験 簡単な作文の試験を行います。
(ii)口述試験 警察官となるのに適するかどうかを人物の面から試験します。
(iii)身体検査 主として胸部疾患・性病等伝染性疾患および聴力の検査をします。
(3)身上調査 受験資格の有無・申込書記載事項の真否その他について身上調査を行います。
(4)合格発表 昭和27年6月下旬に下記の場所に掲示するほか、合格者に通知します。不合格者には通知しません。
(ア)各人が受験した第2次試験地の国警各都府県道方面本部
(イ)人事院各地方事務所（備考欄に掲げるそれぞれの管轄都道府県で受験した者についてのみ）

5 試験地
(1)第1次試験地

函館方面	長万部町・函館市
札幌方面	倶知安町・苫小牧市・滝川町・札幌市
旭川方面	深川町・名寄町・稚内市・旭川市
釧路方面	帯広市・釧路市
北見方面	遠軽町・北見市・網走市
青森県	青森市
岩手県	盛岡市
宮城県	仙台市
秋田県	大館市・秋田市・湯沢町
山形県	山形市・米沢市・鶴岡市
福島県	福島市
茨城県	水戸市
栃木県	宇都宮市
群馬県	総社村
埼玉県	浦和市
千葉県	千葉市
東京都	中野区
神奈川県	川崎市・小田原市・横浜市
山梨県	玉幡村
新潟県	新潟市
長野県	長野市・小室町・伊那町・松本市
静岡県	静岡市
岐阜県	岐阜市
愛知県	豊橋市・岡崎市・名古屋市

三重県	津市
富山県	富山市
石川県	金沢市
福井県	福井市
滋賀県	大津市・今津町・彦根市
京都府	京都市・舞鶴市
大阪府	大阪市
兵庫県	姫路市・神戸市
奈良県	奈良市
和歌山県	和歌山市
鳥取県	鳥取市・米子市
島根県	松江市・浜田市
岡山県	岡山市・津山市・笠岡町・高梁町
広島県	尾道市・三次町・広島市
山口県	柳井町・山口市・下関市
徳島県	徳島市
香川県	高松市
愛媛県	宇和島市・新居浜市・松山市
高知県	高知市
福岡県	福岡市・小倉市
佐賀県	佐賀市
長崎県	島原市・佐世保市・長崎市
熊本県	熊本市
大分県	大分市
宮崎県	宮崎市
鹿児島県	鹿児島市・川内市・鹿屋市

(2)第2次試験地 志望勤務地のある各都道府県の国警各都府県道方面本部所在地

6 申込の方法
(1)申込用紙請求先 申込用紙は国警各都府県道方面本部の警務部人事装備課・各地区警察署および人事院各地方事務所で交付します。申込用紙を郵便で請求する際は10円切手をはつたあて先明記の返信用封筒を必ず同封してください。
(2)申込先 申込用紙2枚に必要事項を記入し、志望する試験地に応じて国警各都府県道方面本部の警務部人事装備課に提出のうえ、受験票を受け取つてください。申込書郵送の際は封筒の表に「警察官受験」と朱書し、10円切手をはつたあて先明記の返信用封筒を必ず同封してください。
(3)受付期間 昭和27年3月25日から昭和27年4月12日正午まで（執務時間内）郵送の場合も締切日の正午までの着信に限り受け付けます。
◎なお、受験当日持参する受験票には、最近撮影の写真1葉（大体縦4cm、横3cm）をはりつけて提出してください。**写真のない場合は受験できません。**

7 採用と昇進の経路
新らしい警察制度では誰でもはじめは巡査から出発しなければなりませんが、実力次第で管区警察学校や警察大学校に入校して幹部としての教養を受ける機会を与えられ、上級の警察官への昇進の道がひらかれております。
(1)この試験の合格者は巡査採用候補者名簿（志望勤務地のある都道府県別）に記載されたのち、任命権者からの請求に応じて、成績順に推薦されます。その中から採用を決定されます。
(2)採用決定後は巡査に任命され、巡査見習生としてそれぞれの都道府県警察学校に入校し、6カ月間初任教養を受け、卒業後本人の志望をも考慮のうえ、国警の巡査または自治体警察の巡査として勤務につきます。

8 給与
巡査に任命された直後（巡査見習生の間も同じ）は警察1級3号俸（本俸5,350円）を給せられるほか、勤務地手当・扶養手当その他が支給されます。自治体警察の巡査も見習生の間はこれと同じですが、卒業後は多少異なることがあります。

備考
(1)第1項に掲げる都道府県の前回までの試験に基づく巡査採用候補者名簿が確定された場合は、すべて失効となりますから、これらの名簿に記載されている者でも、警察官志望者はあらためてこの試験を受験してください。
(2)詳細は国警各都府県本部（都府県庁所在地）・道方面本部（函館市・札幌市・旭川市・釧路市・北見市）警務部人事装備課または下記の人事院各地方事務所に問い合せてください。

	(管轄都道府県)	(所在地)
人事院札幌地方事務所	(北海道)	札幌市大通西10丁目
人事院仙台地方事務所	(青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島)	仙台市外記丁通27
人事院東京地方事務所	(茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨・新潟・長野)	東京都千代田区霞が関1―2人事院ビル内
人事院名古屋地方事務所	(静岡・岐阜・愛知・三重・富山・石川・福井)	名古屋市中区南外堀町6―1
人事院大阪地方事務所	(滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山)	大阪市東区法円坂町
人事院広島地方事務所	(鳥取・島根・岡山・広島・山口)	広島市基町1
人事院高松地方事務所	(徳島・香川・愛媛・高知)	高松市天神前105
人事院福岡地方事務所	(福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島)	福岡市長浜町 3―25

法務府公告

○押収物還付公告

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
浜坂区検察庁

○昭和二十六年押第一〇八号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金 千九十六円
二、風呂敷 三枚
三、ボール箱 一個
○同押第一一〇号（同）
一、換価金 二百七十円
二、風呂敷（青色） 一枚
三、米入袋 一枚

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
佐賀地方検察庁武雄支部

○昭和二十六年押第五〇二号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、換価金 千二百十九円
二、買物籠 一個
三、布袋 二枚
四、風呂敷 一枚
○同押第五〇九号（同）
一、換価金 千四百五十一円
二、米袋 二枚
三、風呂敷 一枚
○同押第五一〇号（同）
一、換価金 七百五十五円
二、手提 一個
○同押第五〇七号（同）
一、換価金 千九十一円
二、米袋 二枚
三、籠 一個
○同保第五一一号（同）
一、換価金 千百九十七円
○同押第五〇八号（同）
一、同 六百三十九円
二、風呂敷 一枚
三、手提 一個
○同保第五三八号（同）
一、換価金 八百八十四円
○同押第四三三号（川崎数馬窃盗事件）
一、白ズック 一足
二、白色女物サンダル 一足

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
広島区検察庁

○昭和二十三年保四五二四（竹村一男食糧管理法違反事件）
一、換価金 三二九四円二八銭
○昭和二十四年保二六一（菅宗友同）
一、同 一九九円三八銭
○同 一五五（吉村キミ子同）
一、同 五七七円四〇銭
○同 一五二（布施哲夫窃盗事件）
一、同 七二〇円
○同 一九五（川瀬広子食糧管理法違反事件）
一、同 五四七円一〇銭
○同 三三三六（村上ツユ子同）
一、同 八八四円七七銭

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
広島地方検察庁

○昭和二十二年領第四〇七号（徐龍沢窃盗未遂事件）
一、懐中電燈 一箇
三、木箱 一箇
四、古ズック 片足
○同領第九八九号（清水田幸雄外一名窃盗事件）
一、ドライバー 一本
○同領第一五二五号（久保田直物価統制令違反事件）
一、手帳 一冊
○同領第一六三九号（政田静夫外一名賍物運搬事件）
一、荷車 一台
○同領第一七一四号（青木保彦外二名住居侵入事件）
一、ドライバー 一本
二、短靴 一足
○昭和二十三年領第八六号（大久保レイ子窃盗事件）
四、布団袋 一枚
五、丹前 一枚
○同領第三一三号（望月敏忠政令一六五号違反事件）
一、五十本入罐詰煙草 七箇
二、十本入箱入煙草 八箇
三、二十本入箱入煙草 一箇
○同領第六七三号（本田幸子窃盗事件）
一、手提袋 一枚
二、蟇口 一箇
三、化粧袋 一枚
○同領第一四七八号（武田好夫外一名窃盗恐喝事件）
一、腕時計 一箇
二、同 一箇
三、立会封金 二百五十円
○同領第一五五七号（井原賢男窃盗事件）
一、衣類 七点
二、靴 一足
○同領第一五九六号（寺井唯正同）
二、風呂敷 一枚
○昭和二十四年領第六七号（木村義一同）
四三、風呂敷 一枚
四四、梱包用布 一枚
四九、麻縄 五本
四六、荷札 二枚
四七、中型ドライバー 二本
○同領第一〇八号（谷案外二名同）
一、パッチ 二七箇
三、女用リボン 一巻
五、同 一巻
○同領第一九九号（尾越哲雄同）
二、ベンチ 一本
三、懐中電燈 一本
四、同 一本
○同領第三九四号（大津賀四郎同）
七、鍵 一箇
○同領第四〇四号（栗原義夫同）
一、自転車 一台
○同領第四一一号（山下実同）
一、白シャツ 一枚

昭27.3.22.　第7560号

○同領第七九四号（李三田外二名同）
一、上衣　一枚
二、立会封会　二百二十円
○同領第八二九号（六重部孟食糧管理法違反事件）
一、風呂敷　一枚
二、袋　一枚
三、伝票　三枚
○同領第九九一号（坪井司詐欺事件）
一、当座預金元帳写　一枚
○同領第一〇一九号（村川堅満窃盗事件）
一、リュックサック　一箇
○同領第一〇五五号（小池英生窃盗住居侵入事件）
一、南京錠　一箇
二、右同　一箇
三、右同　一箇
四、右同　一箇
五、万能ナイフ　一箇
六、懐中電燈　一箇
○同領第一一六四号（谷口貞子窃盗事件）
一、半袖シャツ　一枚
○同領第一四六八号（中沢一万同）
一、リュックサック　一箇
○同領第一四八六号（岡田テル政令一六五号違反事件）
一、オーストラリヤ製粉ミルク　二罐
二、化粧石鹸　三箇
三、洗濯石鹸　一包
四、蜂蜜　二罐
五、ココア　二罐
六、煙草　二罐
七、同（十本入）　六箱
八、菓子　一箱
○同領第一五一一号（岩本唯雄窃盗事件）
二、黒幕　一枚
三、ドンゴロス袋　一枚
○同領第一五五二号（望月敏彦窃盗傷害公務執行妨害事件）
六、パール　一本
七、紙箱　一箇
○同領第一五五五号（桑原絹江外一名窃盗事件）
一、ブローチ　一箇
○同領第一五六〇号（堀寛治窃盗事件、窃盗未遂事件）
五、リュックサック　一箇
○同領第一五六一号（清水正一窃盗事件）
二、青色シャツ　一枚
○同領第一九五四号（中西文子食糧管理法違反事件）
二、布袋　一枚

○同領第二〇四二号（張常一窃盗事件）
九、扇風器　一台
一〇、白色人絹入毛布　一枚
一一、女物単服上衣　一枚
一二、同　一枚
一三、同　一枚
一四、ラジオ　一台
○昭和二十五年領第三九三号（佐々木隆明外一名詐欺事件）
八、名刺（黒瀬忠雄）　二枚
九、借用書　四通
一〇、受領書　一通
○同領第一〇四一号（田中守窃盗事件）
二三、手提鞄　一箇
二九、浴衣　一枚
二七、デバイダー　一本
二八、コンパス　二本
三一、福屋商品券　一枚
三二、同　一枚
三三、西洋カミソリ　一本
三四、レンズコード　一箇
三五、日記帳　一冊
三六、クリップカバー　一組
三七、手帳　一冊
三八、地図　一枚
三九、手提鞄　一箇
三九の一　重箱　一箇
三九の二　ニューム弁当箱　一箇
三九の三　ネクタイ　一本
三九の四　風呂敷　二枚
三九の五　立会封金　二千円
四〇の二　洗面具　一組
四〇の五　工事書類　一括
四〇の九　設計用具　一組
四〇の十　時間表　一冊
○同領第一〇四六号（篠森良太外一名恐喝事件）
一、許可証写　一冊
○同領第一一五一号（永田幸照同未遂事件）
一、日本刀身　一振
○同領第一一七六号（山本爾窃盗事件）
四、懐中電燈　一箇
○同領第一二九二号（坂口利夫同）
一、手袋（右片手）　一枚
○同領第一五五八号（中村正外一名同）
一、麻袋　一枚
○同領第一七六五号（浜本兼一銃砲等所持禁止令違反事件）
一、日本刀　一振
二、同　一振
三、同　一振
四、同　一振
五、同　一振
○同領第二〇九七号（吉田悟楷領窃盗詐欺事件）
一、下駄　一足

○同領第二一五一号（安村義雄賍物故買事件）
一、自転車　一台
○昭和二十六年領第四四五号（金元出窃盗未遂事件）
一、手能　一箇
二、裁縫鋏　一丁
三、鋸　一丁
四、釘抜　一丁
五、鉄力鋏　一丁
六、手斧　一丁
○同領第四四八号（間瀬奈翁業務上横領詐欺事件）
一、配置薬懸場帳　一冊
○同領第八一〇号（山本光男窃盗事件）
四、自転車錠前　一箇
五、同荷台　一箇
六、同スタンド　一箇
二六、自転車車体　一箇
二七、同泥除　一箇
三四、刷毛　一箇
三九、毛筆　一本
○同領第一三四〇号（堀内琢一外一名詐欺未遂事件）
一、普通預金通帳　一冊
二、金銭出納簿　一冊
三、認印　七箇
四、インク消　一箱
五、吸取紙　三枚
○昭和二十五年領第一四〇四号（富田盛夫外一名物価統制令違反事件）
一、買上帳　一冊
二、物品売込入内訳簿　一冊
○同領第一四一一号（斎藤和男窃盗事件）
一、釘抜兼金槌　一本
○同領第一四一四号（向殿実傷害事件）
一、花緒立用錐　一本
○同領第一四一六号（金元出窃盗事件）
一、赤革鞄　一箇
○同領第一四一七号（岩田和男同）
一、ペンチ　一箇

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
福井地方検察庁

○昭和二十六年領第一三一六号（被疑者不詳外五名食糧管理法違反事件）
一、米換価金　三千十六円
二、白風呂敷包　一（袋四、風呂敷一在中）
三、米換価金　二千六百九円
四、茶色風呂敷包　一（袋四風呂敷一在中）
五、米換価金　二千八百九十九円
六、風呂敷　一
七、米換価金　一千六百二十三円
八、風呂敷　一
九、米換価金　二千三百十九円
一〇、風呂敷　一
一一、米換価金　二千八百九十九円
一二、風呂敷　一
○同領第一三一九号（被疑者不詳一名同）
一、米換価金　五百八十円
二、同　八百十二円
三、風呂敷　三
四、布袋　二
五、毛糸編物　一
六、布袋　一
○同領第一三一七号（被疑者不詳外三名同）
一、米換価金　一千八百八十四円
二、黒風呂敷　一
三、米換価金　八百十二円
四、白布手提袋（青茶風呂敷各一在中）
五、米換価金　一千二百十八円
六、青色トランク　一（布袋・一在中）
七、米換価金　一千八百五十五円
八、風呂敷　一
○同領第一三一五号（笠井二郎同）
一、米換価金　三千四百七十九円
○同領第一二三〇号（被疑者不詳同）
一、同　五百八十円
二、カバン（風呂敷一在中）
○同領第一二三三号（同）
一、米換価金　三千七百四十五円
○同領第一二三一号（同）
一、同　四百六十三円
二、風呂敷及袋　七
○同領第一二六二号（同）
一、米換価金　九十六円
二、黒色袋　一
三、黒色風呂敷　一
○同領第一二三五号（被疑者不詳同）
一、米換価金　五百二十一円
二、風呂敷及袋　三
○同領第一二二六号（同）
一、米換価金　二百三十九円
二、黒提袋　一
三、風呂敷　一
○同領第一二六三号（同）
一、米換価金　四百三十一円
二、白木綿白袋　一
三、青色縞風呂敷　一
○同領第一二九五号（同）
一、米換価金　四千五十九円
二、青風呂敷包　一
三、米換価金　三千五百三十八円
四、南京袋　一
五、米換価金　三千八百八十六円
六、米袋　一
七、米換価金　二千八百九十九円

○同領第一二九六号（被疑者不詳外一名同）
一、米換価金　八百十二円
二、砂糖袋　一
三、米換価金　一千八百五十五円
四、白風呂敷包　一
○同領第一二九四号（被疑者不詳外四名同）
一、米換価金　一千百六十円
二、赤花模様風呂敷　一
三、米換価金　一千六百二十三円
四、花模様風呂敷　一
五、米換価金　一千四十四円
六、黒色風呂敷包　一（茶色風呂敷一在中）
七、米換価金　一千四百五十円
八、水色風呂敷　一
○同領第一二八〇号（被疑者不詳同）
一、米換価金　三百十五円
二、赤色風呂敷　一
○同領第一二八一号（同）
一、米換価金　六百九十七円
二、黒色風呂敷　一
○同領第一二八二号（同）
一、米換価金　三千百九十五円
二、茶色木綿風呂敷　一
○同領第一二八三号（同）
一、米換価金　六百三十円
二、黒色人絹風呂敷　一
○同領第一二八六号（同）
一、米換価金　一千六百六十五円
二、茶色縞風呂敷　一
○同領第一二九〇号（同）
一、米換価金　二千二百九十五円
二、黒色木綿風呂敷　一
○同領第一二八八号（同）
一、米換価金　一千八百九十円
二、黒色木綿風呂敷　一
○同領第一二八七号（同）
一、米換価金　九百四十五円
二、ネズミ色風呂敷　一
○同領第一二八九号（同）
一、米換価金　一千二百六十円
○同領第一二七九号（同）
一、同　五百八十五円
二、赤色風呂敷　一
○同領第一二七八号（同）
一、米換価金　三千二百五十六円
○同領第一二八四号（同）
一、米換価金　八百三十二円
二、木綿風呂敷　一
○同領第一三〇六号（同）
一、米換価金　四千百十七円
二、同　四千六百三十八円
三、同　一千六百八十一円
四、中古白布製リュックサック　二
五、黒色大風呂敷　一
六、袋　一

○同領第一三〇七号（同）
一、米換価金　一千百六十円
二、風呂敷　一
三、米換価金　一千七百三十九円
四、皮鞄　一
○同領第一四〇八号（同）
一、米換価金　一千七百三十九円
二、同　二千百四十五円
三、同　一千五百七円
四、同　五百八十円
五、同　二千三百十九円
六、国防色テンマク　一
七、草色風呂敷　一
八、紙袋　一
九、風呂敷　一
一〇、小風呂敷　一
○同領第一二一五号（同）
一、米換価金　三百三十五円
二、白色風呂敷　一

○工場財団

倉敷市酒津千六百二十一番地倉敷レイヨン株式会社から岡山市海岸通一丁目三番地所在の同社岡山工場に属する機械器具等に対し新に工場財団に属すべきものとして変更登記の申請があつたので右財団に属すべき動産につき権利を有する者差押、仮差押若しくは仮処分の債権者はこの公告掲載の日から三十二日以内にその権利を当庁に申出られたい。

なお、右財団に属すべきものの目録は当庁に備付けてあるから関係者の閲覧に供する。

昭和二十七年三月二十二日　岡山地方法務局

農林省公告

○植物防疫法に基く公聴会開催に関する公告

一、場所　東京都中央区晴海町一ノ一　農林省横浜動植物検疫所東京出張所

一、期日　昭和二十七年三月二十八日午前十時から

一、意見を聞かうとする事項

1、植物防疫法第七條の規定に基く植物防疫法施行規則別表及び同法第十條第三項の規定による種苗の栽培地検査申請期日の改正に関する件

2、植物防疫法第十一條第二項の規定に基く輸出及び輸入植物検疫規程の改正に関する件

一、改正案の閲覧場所
東京都千代田区有楽町一ノ七　農林省農政局植物防疫課
横浜市中区新山下町一ノ二　横浜動植物検疫所
神戸市葺合区浜辺通埋立地地先　神戸動植物検疫所
門司市西海岸通　門司動植物検疫所

改正案に対し、御意見のある方は、開催の前日までに農林省農政局植物防疫課に到着するよう意見とその概要を記した書面をお送り下さい。

昭和二十七年三月二十二日　農林省

通商産業省公告

○くず化物件指定取消公告

左記のくず化物件について指定を取消したから公告する。

(一)指定番号　福第一号
(二)物件の名称　建造物
(三)所在地　福岡県築上郡八津田村築城（元築城海軍航空隊）
(四)所有者名　野上製鋼株式会社
(五)数量　二百三十三トン
(六)その他参考事項　飛行機格納庫

昭和二十七年三月二十二日　通商産業省

裁判所公告（●印は新料金）

○相続財産管理人選任

●昭和二十六年（家）い第八三五号

住所深安郡広瀬村字北山二千三百七十九番地　申立人　河田剛治
本籍並びに最後の住所深安郡広瀬村字北山二千四百三十一番地の一
被相続人　北山クマ　明治五年九月十八日生

右申立人より相続財産管理人選任の申立があつたので当裁判所は昭和二十六年九月二十九日福山市三吉町二百九十八番地弁護士佐藤芳松をその相続財産管理人に選任した。

昭和二十六年九月二十九日　広島家庭裁判所福山支部

●昭和二十七年（家）第一六一号

宮崎県宮崎市高千穂通り二丁目二七番地　申立人　一政スエ
本籍同県日向市大字細島七六九番地、最後の住所同県宮崎市別府町四六番地
死亡の場所　右同所
死亡の年月日　昭和二十二年九月二十二日午後一時十分
被相続人　一政サト

右申立人の申立により右被相続人の相続財産管理人として住所宮崎県宮崎市宮田町一丁目二四番地江川甚一郎を選任する。

昭和二十七年三月十二日
宮崎家庭裁判所　家事審判官　尾崎勇蔵

○準禁治産宣告

●昭和二十六年（家）第一一六〇号

本籍山形県東村山郡蔵増村大字蔵増甲二八一番地第一号、住居仙台市北七番丁一番地東北大学医学部附属病院精神科内
事件本人　白田五郎　明治三十六年二月二十五日生

右の者に対し山形県東村山郡蔵増村大字蔵増甲二八一番地白田彌右ヱ門の申立により当裁判所は右事件本人を心神耗弱者と認め昭和二十六年七月三十一日準禁治産を宣告した。

昭和二十七年三月十五日　仙台家庭裁判所

●本籍並びに住所徳島県美馬郡穴吹町大字穴吹字藪ノ下二十五番地
事件本人　藪下護四郎　明治四十年五月二十八日生

右同人は藪下モトの申立により浪費者と認め準禁治産を宣告する。

昭和二十七年二月二十六日　徳島家庭裁判所脇町支部

○公示送達

大阪市東区京橋一丁目二十六番地　申立人　塚中由造
大阪市東区京橋一丁目二十六番地　同　八田茂義
大阪市東区京橋一丁目二十六番地　同　梅谷斎則
大阪市東区京橋一丁目二十六番地　同　井上幾太郎
守口市梅園町三十五番地　同　藤田達彌
大阪市北区天神筋町四十二番地　右申立人代理人弁護士　押谷富三
最後の住所地大阪市東区京橋一丁目二十六番地　被申立人　伊地智芳春

右申立人から相手方に対する別紙意思は当裁判所の決定に基いて民事訴訟法第百七十九條に則り昭和二十七年三月十三日当庁掲示場に之を掲示した。

昭和二十七年三月十三日
大阪簡易裁判所　裁判官　岩本正彦

（別紙）

通告書

拝啓益、御清祥の事と存じますさて通告人等より貴殿に対して昭和二十五年六月十五日より大阪市東区京橋一丁目二十六番地上木造スレート葺二階建店舗住宅一戸建坪五坪二階坪五坪も其の中にある什器一切と共に賃料一箇月金一万五千円也月末払の約定で賃貸して来ましたが貴殿に於ては昭和二十六年一月頃通告人に無断で谷田憲一に右家屋の賃借権の譲渡を為し又は同家屋を転貸せられ通告人等は同年二月頃此の事実を知り洵に遺憾に存じます通告人等に無断で右家屋の賃借権を譲渡せられ又同家屋を転貸せらるることは明らかに同家屋の通告人等と貴殿との間の賃貸借契約に違反するものでありますから之れを理由に右賃貸借契約を解除する意思表示を致します就いては右谷田憲一を同家屋より退去せしめて同家屋を直ちに通告人等に明渡して戴きたく此の段通告致します

右通告致します

昭和二十六年十月二十五日
大阪市東区京橋一丁目二十六番地　通告人　塚中由造
同所同番地　同　八田茂義
同所同番地　同　梅谷斎則
同所同番地　同　井上幾太郎
守口市梅園町三十五番地　同　藤田達彌
大阪市北区天神筋町四十二番地　右通告代理人弁護士　押谷富三
大阪市東区京橋一丁目二十六番地　被通告人　伊地智芳春殿

○除権判決

●昭和二十六年（ヘ）第四号

富山県氷見郡氷見町池田町一〇一番地　申立人　森谷昌弘
右法定代理人　森谷勝次

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十七年二月七日午前十時の期日迄に権利を届出で且右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十七年二月七日
富山簡易裁判所　裁判官　小森武介

（別紙）

株券目録

株式会社北陸銀行株式（本店富山市袋町一九番地、西堤町二六番地）
額面金五千円也、百株券一枚、此証券番号は第二〇七〇八号
同金五千円也、百株券一枚、此証券番号は第四三〇五七号
同金五千円也、百株券一枚、此証券番号は第四三〇五八号
右何れも一株に付金五十円也宛払込済
右最終名義人　森谷昌弘

●昭和二十五年（ヘ）第二五号

大阪市東区北浜二丁目四十五番地の一　申立人　草川証券株式会社
右代表取締役　西山磯一
右代理人　矢野勝

別紙表示の株券に付前記申立人の申立に因り公示催告を為したところ昭和二十六年九月二十日午前十時の期日迄に権利を届出で且株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて該株券の無効を宣言する。

昭和二十六年九月二十日
倉敷簡易裁判所　裁判官　高橋俊士

（別紙）

目録

倉敷レイヨン株式会社株式百株券一枚
株券額面　金五千円也
一株の金額　金五十円全額払込済
記号番号　ほ戊第三〇八九九号
発行者　倉敷レイヨン株式会社
発行年月日　昭和二十四年四月十五日
最終名義人　豊島節
最終所持人　草川証券株式会社

●昭和二十六年（ヘ）第一号

大分県中津市片端町千三百五十二番地　申立人　柿内祐助
右申立代理人　泉章

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十七年一月三十日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の

P.380

申立に依り昭和二十七年一月三十日右証券の無効を宣言した。
昭和二十七年一月三十日
水俣簡易裁判所

（別紙）　目　録
日本通運株式会社発行貨物引換証
作成番号　中津五〇号
作成年月日及着駅　昭和二十六年六月四日、日本通運株式会社水俣支店
荷送人住所氏名　中津市片端町一三五二、日本物産鉄工部
荷受人住所氏名　熊本県水俣市浜、内田製パン工場
運送方法　混載扱
品名、荷姿、個数　加工機枠入　一個（八百キロ）
発送品の価格　金六万七千円也
本証作成地　中津市
発送取扱駅名　中津駅
発行者　日本通運株式会社中津支店
支店長島沢六郎

●昭和二十六年(ヘ)第二号
高松市西浜町六番地の六
申立人　宮武　健
左記表示の小切手について当裁判所は公示催告をしたが昭和二十七年二月十二日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右小切手を提出するものがなかつたから申立人の申立に基き左記表示の小切手の無効を宣言する。
昭和二十七年二月十三日
丸亀簡易裁判所
裁判官　川島喜平

記

一、証書　ACOO八三九号第一一四号小切手一枚
金額　七千二百五十九円八十二銭
振出人　高松法務局丸亀支局歳入歳出外現金出納官吏奥村智
支払人　丸亀市本町日本銀行丸亀代理店
受取人　高松市西浜町六番地の六宮武　健
振出の年月日　昭和二十六年五月二十九日
最終の所持人　高松市西浜町六番地の六宮武　健

●昭和二十七年(ヘ)第一号
松本市巴町五十七番地
申立人　九八産業株式会社
右代表者取締役社長　住田　昌司
松本市大柳町一〇六番地の五
右代理人弁護士　上滝　徳市

一、別紙目録記載の通り
右約束手形について当裁判所は公示催告をしたが昭和二十七年一月二十一日午前十時の期日迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立により右証券の無効を宣言する。
昭和二十七年二月十五日
松本簡易裁判所
裁判官　島　準人

（別紙）
手形の表示
一額面　(イ)金十万円也　(ロ)金七万七千四百円也　(ハ)金一万円也
支払期日　(イ)昭和二十六年三月十七日　(ロ)同年四月二十五日　(ハ)同年四月十三日
支払地　松本市
支払場所　株式会社帝国銀行松本支店
振出期日　(イ)昭和二十五年十二月二十七日　(ロ)昭和二十六年一月三十一日　(ハ)同年一月十二日
振出地　松本市
振出人　松本市大字高宮町七七、石川昌芝浦タービンKK工場長高瀬　正二
名宛人　九八産業株式会社

○債権者集会招集
●東京都港区芝新橋五丁目三十二番地　破産者　芝自動車部品株式会社
破産者　芝自動車部品株式会社
右代表者取締役　馬場　勝一
右の者に対する昭和二十四年(フ)第七〇号破産申立事件について、破産管財人より破産廃止の申立があつたので、当裁判所は破産廃止に関する意見を聴く為の債権者集会を、昭和二十七年四月十七日午後一時に招集する。
昭和二十七年三月十四日
東京地方裁判所
民事第二十一部
裁判官　小西高秀

●昭和二十五年(フ)第五号
破産者　三葉事業株式会社
右の者に対する破産事件に付左記事項を決議する為め当裁判所は昭和二十七年四月八日午前十時債権者集会を当裁判所に招集する。
昭和二十七年三月十四日
名古屋地方裁判所
裁判官　山口正夫

会議の目的たる事項
監査委員選任の件

地方公共団体公告

川崎市公債償還公告
昭和二十七年三月三十一日償還すべき本市公債当籤番号金額並支払場所左記の通りである。
昭和二十七年三月十七日
川崎市長　金剌不二太郎

記

一、川崎市復興公債（小学校新築及増築費）
百円券　第九番、第一二番、第二六番、第三四番　計　四〇〇円
五百円券　第八番　計　五〇〇円
千円券　第九番、第一〇番、第二五番、第四四番　計　五、〇〇〇円
合計九枚　九、九〇〇円
二、川崎市復興公債（小学校々舎増築費）
百円券　第七番、第一〇番　計　二〇〇円
千円券　第六番、第一〇番　計　二、〇〇〇円
合計四枚　二、二〇〇円
三、川崎市復興公債整理公債（道路改修事業費）
百円券　第六番、第一二番、第二四番、第二九番　計　四〇〇円
千円券　第五番、第一一番、第一七番、第二六番　計　五、〇〇〇円
合計九枚　五、四〇〇円
四、川崎市第三期上水道拡張事業費第一回市債
千円券　第一四番、第一六番、第二〇番、第五九番、第六二番、第七四番、第八七番、第九四番、第一〇七番　計　一〇、〇〇〇円
五千円券　第一番、第四番、第一八番、第二九番、第三六番、第三七番、第三八番　計　三五、〇〇〇円
合計一七枚　四五、〇〇〇円
●以上支払場所　本市金庫並山一証券株式会社
五、川崎市昭和八年度小学校新築及増築費公債
五百円券　第七番　計　五〇〇円
千円券　第八番、第一八番、第二五番、第三四番　計　四、〇〇〇円
五千円券　第一番、第二番、第三一番　計　五、〇〇〇円
合計六枚　九、五〇〇円
●以上支払場所　本市金庫並大和証券株式会社
六、川崎市小学校増築費公債（昭和九年度公債）
百円券　第一一番、第一二番、第二四番、第二七番　計　四〇〇円
五百円券　第二番　計　五〇〇円
合計五枚　九〇〇円
七、川崎市第三期上水道拡張事業費第二回公債（昭和九年度公債）
五千円券　第六番、第一二番、第四五番、第五八番、第六〇番、第七三番、第八九番、第九二番、第一〇四番、第一一八番、第一二五番、第一四六番、第一六七番、第一八五番、第一七一番、第一九七番　計　一〇、〇〇〇円
合計二〇枚　一〇〇、〇〇〇円
●以上支払場所　本市金庫並日興証券株式会社
八、川崎市衛生費公債（昭和十年度公債）
百円券　第二番、第一五番、第一八番、第二五番、第四四番、第五二番、第六四番、第七〇番　計　九〇〇円
千円券　第九番、第一一番、第一六番、第五五番　計　四、〇〇〇円
合計一三枚　四、九〇〇円
●以上支払場所　本市金庫並三和銀行
九、川崎市昭和十一年度公債
百円券　第三八番、第四三番　計　二〇〇円
五百円券　第八番　計　五〇〇円
千円券　第二番、第三〇番、第三一番、第三三番　計　五、〇〇〇円
五千円券　第九四番、第九五番、第九六番、第九七番、第九九番、第一〇〇番、第一〇一番、第一〇二番、第一〇三番、第一〇四番　計　五、〇〇〇円
合計一九枚　五九、八〇〇円
一〇、川崎市第三期上水道拡張事業費第三回公債
百円券　第二六番、第二七番、第二八番、第二九番　計　四〇〇円
五百円券　第六番　計　五〇〇円
千円券　第二一番、第二二番、第二三番　計　三、〇〇〇円
五千円券　第七二番、第七三番、第七四番、第七五番、第七六番、第七七番、第七八番　計　三五、〇〇〇円
合計一七枚　四三、九〇〇円
●以上支払場所　本市金庫並日本勧業銀行
一一、川崎市昭和十二年度市債（府県道田島羽田線改修費寄附金市債）
五百円券　第六番　計　五〇〇円
千円券　第三番、第二五番　計　二、〇〇〇円
五千円券　第三番　計　五、〇〇〇円
合計四枚　七、五〇〇円
一二、川崎市昭和十二年度市債（道路新設費市債）
五百円券　第二番、第三番　計　一、〇〇〇円
千円券　第四番、第二二番、第三一番　計　三、〇〇〇円
五千円券　第九番、第二四番、第四四番、　計　一五、〇〇〇円
合計八枚　一九、〇〇〇円
一三、川崎市昭和十二年度市債（都市計画街路橋梁費市債）
五百円券　第一番　計　五〇〇円
千円券　第八番、第四〇番　計　四、〇〇〇円
合計五枚　四、五〇〇円
一四、川崎市昭和十二年度市債（都市計画河原口駅前広場新設費市債）
五百円券　第七番　計　五〇〇円
千円券　第二番、第五番、第二一番　計　四、〇〇〇円
五千円券　第二九番　第五番　計　五、〇〇〇円
合計六枚　九、五〇〇円
●以上支払場所　本市金庫並三和銀行

公債償還公告
富山市発行公債中償還のため本日抽籤を執行した処左記の通り当籤致しましたから告示致します。
昭和二十七年三月十日
富山市長　富川保太郎

記

一、富山市国民学校等建築費公債
額面二十一万五千円
内訳
一万円券　二十一枚　一八、九三、一九五、一〇八、一二、一三三、一五一、一八〇、一八七、二〇六、二五五、二七九、三二二、四〇七、四三二、四四八、四九八、五〇三、五四四、五四八、五七〇
五千円券　一枚　三

会社その他の公告

会社解散公告（第三回）
当会社は昭和二十六年十月三十一日の株主総会の決議により同日解散した。当会社に対して債権を有する者は、この公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたい。もしこの期間内に申出がないときは清算から除斥せられる。
昭和二十六年十一月十日
尼崎市西武庫字南ノ口十七番地
亜和食品株式会社
清算人　寺沢善四郎

解散公告（第二回）
当社は昭和二十七年二月二十七日株主総会の決議で解散しましたので債権者は第一回公告掲載の翌日から二箇月内に債権を御申出下さい。若し右期間内に御申出がないときは清算より除斥します。
昭和二十七年三月十五日
大阪市北区老松町二丁目三九番地
大洋商事株式会社
清算人　大岡　三寿
同　竹内忠之助

解散公告（第二回）
当社は昭和二十七年二月二十七日株主総会の決議で解散しましたので債権者は第一回公告掲載の翌日から二箇月内に債権を御申出下さい。若し右期間内に御申出がないときは清算より除斥します。
昭和二十七年三月十五日
大阪市北区老松町二丁目三九番地
株式会社日新建材商会
清算人　竹内忠之助

解散公告（第二回）
当社は昭和二十七年二月二十八日株主総会の決議で解散しましたので債権者は第一回公告掲載の翌日から二箇月内に債権を御申出下さい。若し右期間内に御申出がないときは清算より除斥します。
昭和二十六年十一月十日
尼崎市西武庫字南ノ口十七番地
亜和食品株式会社
清算人　寺沢善四郎

解散公告（第二回）
当社は昭和二十七年二月二十七日株主総会の決議で解散しましたので債権者は第一回公告掲載の翌日から二箇月内に債権を御申出下さい。若し右期間内に御申出がないときは清算より除斥します。
昭和二十七年三月十五日
大阪市北区老松町二丁目三九番地
大洋商事株式会社
清算人　大岡　三寿
同　竹内忠之助

解散公告（第二回）
当社は昭和二十七年二月二十八日株主総会の決議で解散しましたので債権者は第一回公告掲載の翌日から二箇月内に債権を御申出下さい。若し右期間内に御申出がないときは清算より除斥します。
昭和二十七年三月十五日
大阪市北区老松町二丁目三九番地
大洋商事株式会社
清算人　大岡　三寿
同　竹内忠之助

解散公告（第二回）
当社は昭和二十七年二月二十七日株主総会の決議で解散しましたので債権者は第一回公告掲載の翌日から二箇月内に債権を御申出下さい。若し右期間内に御申出がないときは清算より除斥します。
昭和二十七年三月十五日
大阪市北区老松町二丁目三九番地
株式会社日新建材商会
清算人　竹内忠之助

解散公告（第二回）
当組合は昭和二十六年七月八日通常総会の決議により解散しましたので当組合に債権を有せられる方は第一回公告の日から二箇月以内に申出下さい。若し右期間内に申出のない時は清算より除斥致します。
昭和二十七年三月十九日
延岡市大字岡富東中川原甲四五七八八番地
延岡建設事業協同組合
代表清算人　山県　寛二

株式名義書換停止公告
来る四月一日より定時株主総会終結の日迄株式の名義書換、信託及質権の登録並びにその抹消を停止致します。
昭和二十七年三月十五日
東京都中央区京橋二の八
（旧山越機械株式会社）
明治機械株式会社

株式の名義書換をお忘れなく
◎他人名義のままで弊社株券を御持ちの方は
三月三十一日午後四時迄に必ず左記の場所に名義書換請求の手続をお執り下さい。
◎若し右期日迄に名義書換の御請求がありませんと
去る二月二十七日の官報並びに新聞紙上にて御案内致しました新株の割当を受けられない事となりますし又五月二十九日開催予定の定時株主総会での議決権の行使が出来ない事になります。
◎尚御住所を変更された方及び弊社に御届出の印を変更される方も至急御届け下さい。
東京都千代田区丸ノ内二丁目二十番地一
日本郵船株式会社
取締役社長　浅尾　新甫
（現事務所　東京都中央区日本橋茅場町一丁目十二番地）

記

株式事務取扱場所　東京都中央区日本橋兜町一丁目七番地
日本郵船株式会社株式課

株式名義書換停止公告
来る四月一日より定時株主総会終了の日迄株式名義書換を停止します。
昭和二十七年三月十八日
横浜市中区北仲通五丁目五十七番地
帝蚕倉庫株式会社

代表者変更公告
従来、本社の日本に於ける代表者は、ジェイムス・V・ベアード氏でしたが、昭和二十七年一月二十九日に、同氏の代りに、リー・オー・ミラー氏が代表者に任命されました。
アメリカン・フィデリティ保険会社
（アメリカ合衆国テキサス州ダラス）

代表者変更公告
従来、本社の日本に於ける代表者は、AIU副社長J・P・ロイストン氏でしたが、昭和二十七年一月一日に、同氏の代りに、ジェイムス・V・ベアード氏が代表者に任命され、左記に事務所を開設しました。
東京都千代田区内幸町二丁目二番地宮国ビル、三〇一号室
ライフ・インシュワランス・カムパニー・オブ・アメリカ
（アメリカ合衆国テキサス州ダラス）

油糧砂糖配給公団油糧東北支部廃止公告
当公団油糧東北支部は昭和二十七年三月十五日以つて廃止致しました。尚当分の間旧支部事務所を連絡事務所と改し、残務を整理中でありますので為念申添えます。
昭和二十七年三月二十二日
東京都中央区日本橋通り二丁目五番地
油糧砂糖配給公団清算人
大蔵事務官　吉田　敬助

第十四期決算公告
（昭和二十六年九月三十日現在）
貸借対照表

借方		貸方	
現金	二、一〇三、三五三	預り金	二、一〇三、三五三
有価証券	三三三、一五〇	仮受金	三三三、一五〇
原材料	四七五、一四七、六〇	仮受消費税	四七五、一四七、六〇
製品	四九八、〇〇〇、〇〇	資本金	四九八、〇〇〇、〇〇
建物	八九九、九二六、〇〇	法定積立金	八九九、九二六、〇〇
機械装置	六八、一三一、〇〇	別途積立金	六八、一三一、〇〇
工具器具備品	八一、二八〇、〇〇	繰越利益金	八一、二八〇、〇〇
出資金	三、〇〇〇、〇〇	当期利益金	三、〇〇〇、〇〇
法人税仮払金	一〇一、一三一、〇〇		
合計	四四七、四二七、六三	合計	四四七、四二七、六三

第十七回決算公告
昭和二十六年十一月三十日現在
貸借対照表

資産の部		負債の部	
建物	二、八〇八、六〇七、二四一	資本金	一、三〇〇、〇〇〇、〇〇〇
機械器具	三、六五九、三四〇、一五五	積立金	一、四二五、七〇四、六二一
特許使用権	一、三四七、〇〇〇	当期利益金	三四一、七〇〇、三九八
営業権	一、五三三、二九二、八六八	計	一、五三三、二九二、八六八

日本溶接機材株式会社

貸借対照表
昭和二十七年一月末日

資産の部		負債の部	
建物及什器	四九〇、〇〇〇、〇〇	資本金	七、九〇〇、〇〇〇、〇〇
有価証券及出資金	四五五、〇〇〇、〇〇	積立金	一、九五一、九五一、九九一、九九
材料・未製品及製品	一、九五一、九五一、九九一、九九	当期利益金	一、一二七、九九〇、八二一
売掛金及受取手形	一、一二七、九九〇、八二一	計	九、四九一、九五一、九二五
仮払金及現金	六、四九一、九五一、九二五		
計	九、四九一、九五一、九二五		

貸借対照表
昭和二十七年一月末日

資産の部		負債の部	
建物及び什器	四九〇、〇〇〇、〇〇	資本金	七、九〇〇、〇〇〇、〇〇
有価証券及出資金	四五五、〇〇〇、〇〇	積立金	一、九五一、九九一、九九
材料・未製品及製品	一、九五一、九五一、九九一、九九	当期利益金	一、一二七、九九〇、八二一
売掛金及受取手形	一、一二七、九九〇、八二一	計	九、四九一、九五一、九二五
仮払金及現金	六、四九一、九五一、九二五		
計	九、四九一、九五一、九二五		

丸善出版株式会社

第7560号

最高学術書愈々刊行！

学校・官公署・会社各図書館必備書

工学博士　鈴木雅次著
補訂増改版　**港湾工学**
九大教授・理博　木下亀城著
A5八四〇頁　特別上製本　定価一、六〇〇円

帯広大教授　穴釜雄三著
酪農学
B6九四〇頁　特別上製本　定価一、六〇〇円

理学博士　田中茂穂著
鉱物辞典
A5五〇〇頁　特別上製本　定価一、六〇〇円

理学博士　田中茂穂著
原色日本魚類図鑑
A5六〇〇頁　特別上製本　予価六〇〇円　留120円

理学博士　岡村金太郎著
日本産魚類図説
原色図三六五種　特別上製本　定価一、五〇〇円

理学博士　田中茂穂著
日本藻類図譜全七巻
自第一巻至第三十巻一冊合本　定価五、〇〇〇円
自第三十一巻至第四十八巻一冊合本　定価三、五〇〇円
各巻　定価二、五〇〇円
原色五拾図特別上製本B5五〇〇頁

（各送料書留120円）

東京都千代田区神田神保町1の34　**風間書房**　振替東京23673番　電(25)五七二九番

地方自治叢書

著者は自治体の課長・事務官
又は自治体もれづいも地方自治庁

地方自治と予算　B6二四〇頁　価一五〇〒二〇
地方自治と公営企業　B6二〇八頁　価一二〇〒二〇
地方公務員の給与　B6二〇八頁　価一二〇〒二〇
地方議会の話　B6一五二頁　価九〇〒一〇
監査委員制度の運営　B6二〇〇頁　価一五〇〒二〇
地方自治と出納　B6二六〇頁　価一六〇〒二〇
行政書士法の解説　B6二六〇頁　価一六〇〒二〇
地方債の話　B6一六〇頁　価一〇〇〒二〇
地方公務員特例法詳解　B6三〇八頁　価二〇〇〒二五
教育公務員特例法詳解　B6三〇八頁　価二〇〇〒二五
正改訂　地方自治法規集　B6三〇〇頁　価二〇〇〒二〇
改訂　地方公務員法規集　B6三〇〇頁　価二〇〇〒二〇
改訂　地方自治と予算　B6二六〇頁　価一六〇〒二〇
改訂　地方公務員の給与　B6二〇八頁　価一二〇〒二〇
改訂　地方議会の話　B6一五二頁　価九〇〒一〇
改訂　監査委員制度の運営　B6二四〇頁　価一五〇〒二〇

全都道府県監査委員協議会編集
月刊　**自治と地方監査**　価60円　〒6円

文部省内教育行政研究会編
隔月　**教育行財政研究**　価100円　〒16円

株式会社　**港出版合作社**
東京都千代田区神田神保町二ノ四　振替東京一一五八四二番　電話九段(33)八八六一番

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

◉号外　三月十八日付衆会第二十一号一二頁◉同日付第二十二号四頁　三月二十日付第十一回国会参会索引四頁
◉附録　三月十九日付参会第二十三号一六頁

定価　一ヶ月　二百十円　一部　九円　送料実費
公告料　公告　八ポイント一行　十七字詰百円
但し、会社等解散・減資・合併・組織変更公告一件一回　千五百円
広告料　広告　八ポイント一行　十七字詰相当　二百円
発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　印刷庁　電話九段(33)三一一一番　官報課　振替東京一九〇〇〇番

我妻栄
宮沢俊義
責任編集

昭和二十七年
小六法
携帯・学習・家庭用
法令75件　A6判　968頁
¥360　〒32

六法全書

昭和二十七年版
全法令に條文見出・重要法律に参照條文・事項索引
現行重要法令の系譜・綜合手数料一覧・全巻通し頁
一月一日現在で精密に整理、條約編を新設　平和條約・
安全保障條約・行政協定等を収録
法令336件　A6判　2440頁　¥950　〒50

有斐閣版
東京神田・振替370
実用法律雑誌
ジュリスト
誰にも親しめられて読まれる
月二回1・15日発行
¥60

予算統制の全般にわたり、
理論と実際の両面より究明せる権威書

改訂新版
豫算統制論

一橋大学教授　古川栄一著

この改訂版に於ては、予算編成に於ける損益分岐点の重要性を指摘するとともに、特に予算の有効な運用のために、企業に於ける各ライン部門組織の明確化と、スタッフ部門としてのコントローラー制度導入の必要性を強調。

改訂新版発売
◇A5上製◇◆定価四八〇円◆◇送費五〇円◇

〔目次略〕
科学的経営管理の近代的形態たる予算統制を、理論的に解明するとともに実践的な解説を加えた定評ある名著。
――学徒・実務家・必読の書――
◆予算統制の本質◆予算統制の発展◆予算統制の諸條件◆予算体系◆予算編成の方法◆販売予算の編成◆製造予算の編成◆財務予算の編成◆綜合予算の作成◆予算の実施◆予算差異分析◆複数予算制◆予算統制の限界◇内部統制と予算統制◇ウイリアムズの弾力性予算論◇参考文献

内部統制組織

古川栄一著
◇A5上製函入◇◆定価四五〇円◆◇送費五〇円◇

公認会計士による外部監査の受入体制として、企業における内部統制組織の全般にわたり、とくに能率管理的観点から予算制度、内部監査制度、経営分析の総合体系と、その責任担当機関たるコントローラー制度を中心にして叙述せる権威書
学徒・実務家・経営者の必読書として推薦

高瀬荘太郎編　**新会社法と会社経営**　価三八〇〒五〇〇円
日本会計学会編　**財務諸表論**　価三五〇〒五〇〇円
日本会計学会編　**財務監査論**　価二八〇〒五〇〇円
長谷川安兵衛著　**株式会社会計(改訂新版)**　価三五〇〒五〇〇円
古川栄一改訂　**原価計算の方法**　価三五〇〒五〇〇円
山下勝治著　**会計原則の理論**　価二七〇〒五〇〇円
青木倫太郎著　**職務評価と人事考課**　価三二〇〒五〇〇円
大池長人著　**労資関係と経営管理**　価二九〇〒五〇〇円
笛本正治著

森山書店　東京九段内局区ビル東一町目九番地　神田神保町二ノ一　振替東京三三九一九番